

令和8年度版

福岡市地域防災計画 修正案

- 1 本編（1頁～25頁）
- 2 原子力災害対策編（26頁～28頁）

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由
1-6	第1章 第4節	第1 地震の想定 2 想定地震の根拠等 (2) 福岡市域に被害を与えた記録又は推定される主な地震 ④2005年（平成17年）4月20日6時11分頃「福岡県西方沖地震」（最大余震）M5.8	第1 地震の想定 2 想定地震の根拠等 (2) 福岡市域に被害を与えた記録又は推定される主な地震 ④2005年（平成17年）4月20日6時11分「福岡県西方沖地震」（最大余震）M5.8	文言の修正
1-6	第1章 第4節	第1 地震の想定 3 県内の活断層の位置及び評価 (1) 国等における県内の活断層の評価 (「福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月福岡県）より抜粋）	第1 地震の想定 3 県内の活断層の位置及び評価 (1) 国等における県内の活断層の評価 (「福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）令和7年9月福岡県）より抜粋）	時点修正
1-8	第1章 第4節	第1 地震の想定 3 県内の活断層の位置及び評価 (3) 想定地震の震源断層パラメータ (「福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月福岡県）より抜粋）	第1 地震の想定 3 県内の活断層の位置及び評価 (3) 想定地震の震源断層パラメータ (「福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）令和7年9月福岡県）より抜粋）	時点修正
1-14	第1章 第5節	第1 防災計画の修正 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年定期的に検討を加え、必要があると認められたときは修正する。 その際には、男女共同参画の視点や性的マイノリティ、（以下省略）	第1 防災計画の修正 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年定期的に検討を加え、必要があると認められたときは修正する。 その際には、男女共同参画の視点や、性的マイノリティ、（以下省略）	文言の修正
2-7	第2章 第1節	2 事務の大綱 (8) 指定地方公共機関 一般社団法人福岡県歯科医師会	2 事務の大綱 (8) 指定地方公共機関 公益社団法人福岡県歯科医師会	組織改正に伴う機関名の変更
2-9	第2章 第2節	第1 福岡市災害対策本部等 1 市災害対策本部 (1) 市災害対策本部の組織 ① 市長を市災害対策本部長、副市長及び危機管理監を市災害対策副本部長、危機管理監を災害対策本部室長とする。市災害対策本部長不在時は、市災害対策副本部長（危機管理監を除く。）が職務を代理し、その順序は、次のとおりとする。なお、第2以降の順位は、福岡市長職務代理者規則（以下「代理者規則」という。）に定める順序から、第1の職にある者を除き代理者規則に定める順序とする。 第1 福岡市副市長担任意務規定に定める危機管理に関する事項を所管する副市長の職にあたる者 また、市災害対策本部長、市災害対策副本部長不在時の順序は、別に定める。 ② 市長は、必要に応じ①の職務代理者にその職務を代行させることができる。	第1 福岡市災害対策本部等 1 市災害対策本部 (1) 市災害対策本部の組織 ① 市災害対策本部長は市長をもって充て、本部の事務を統括し、指揮監督する。 ② 市災害対策副本部長は副市長及び危機管理監をもって充て、本部長を補佐する。 ③ 市災害対策本部室長は危機管理監をもって充て、本部長が行う対策本部の運営を補佐する。 ④ 市災害対策本部長に事故があるとき又は欠けたときは、福岡市副市長担任意務規程に定める危機管理に関する事項を所管する副市長の職にあたる者が代理し、それ以降の順位は福岡市長職務代理者規則に定める順序とする。 ⑤ 市災害対策本部長が不在であっても、連絡手段が確保され本部長の指示を直接受けることが可能な場合には、職務の代理は行わないものとする。 ⑥ 市災害対策本部長は、必要に応じ指名した者にその職務を代行させることができる。	体制整理に伴う修正

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由
2-10	第2章 第2節	<p>第1 福岡市災害対策本部等</p> <p>3 機能別チーム</p> <p>(1) <記載省略></p> <p>(2) 物資調達・輸送チーム（こども未来局、<u>市民局</u>、道路下水道局、港湾空港局、農林水産局）</p> <p>(3) <記載省略></p> <p>(4) 緊急医療調整チーム（保健医療局、<u>消防局</u>）</p>	<p>第1 福岡市災害対策本部等</p> <p>3 機能別チーム</p> <p>(1) <記載省略></p> <p>(2) 物資調達・輸送チーム（こども未来局、道路下水道局、港湾空港局、農林水産局）</p> <p>(3) <記載省略></p> <p>(4) 緊急医療調整チーム（保健医療局、<u>福祉局</u>）</p>	<p>実態に合わせて及び体制 変更に伴う修正</p>
2-11	第2章 第2節	<p>第1 福岡市災害対策本部等</p> <p>4 市災害警戒本部</p> <p>(1) 市災害警戒本部の組織</p> <p><u>① 危機管理監を市災害警戒本部長、市民局長を市災害警戒副本部長、市民局防災・危機管理部長を災害警戒本部長とする。市災害警戒本部長が欠けた場合は、市災害警戒副本部長がその職務を代理する。</u></p> <p><u>なお、市災害警戒本部長、市災害警戒副本部長不在時の順序は、別に定める。</u></p> <p><u>② 市災害警戒本部長は、市災害警戒本部の事務を統括し、指揮監督する。</u></p> <p><u>③ 市災害警戒本部に区災害警戒本部を置く。</u></p> <p><u>④ 市災害警戒本部の事務分掌及び運営については、市災害対策本部に準ずるものとする。</u></p> <p>5 情報収集態勢 <記載省略></p> <p>6 組織及び事務分掌 <記載省略></p>	<p>第1 福岡市災害対策本部等</p> <p>4 市災害警戒本部</p> <p>(1) 市災害警戒本部の組織</p> <p><u>① 市災害警戒本部長は危機管理監をもって充て、本部の事務を統括し、指揮監督する。</u></p> <p><u>② 市災害警戒副本部長は市民局長をもって充て、本部長を補佐する。</u></p> <p><u>③ 市災害警戒本部長は市民局防災・危機管理部長をもって充て、本部長が行う警戒本部の運営を補佐する。</u></p> <p><u>④ 市災害警戒本部長に事故があるとき又は欠けたときは、福岡市副市長担任事務規程に定める危機管理に関する事項を所管する副市長の職にあたる者が代理し、それ以降の順位は福岡市長職務代理者規則に定める順序とする。</u></p> <p><u>⑤ 市災害警戒本部長が不在であっても、連絡手段が確保され本部長の指示を直接受けることが可能な場合には、職務の代理は行わないものとする。</u></p> <p><u>⑥ 市災害警戒本部長は、必要に応じ指名した者にその職務を代行させることができる。</u></p> <p><u>⑦ 市災害警戒本部の事務分掌及び運営については、市災害対策本部に準ずるものとする。</u></p> <p>5 区災害警戒本部 市災害警戒本部を設置したときは、各区の区域内の災害への警戒措置を図るため、区災害警戒本部を設置する。なお、区災害警戒本部の事務分掌及び運営については、区災害対策本部に準ずるものとする。</p> <p>6 情報収集態勢 <記載省略></p> <p>7 組織及び事務分掌 <記載省略></p>	<p>体制整理に伴う修正</p>
2-11	第2章 第2節	<p>第1 福岡市災害対策本部等</p> <p>5 情報収集態勢</p> <p>(2) 設置基準</p> <p>① 風水（雪）害・土砂災害</p> <p><u>ア 大雨注意報発表時</u></p> <p><u>イ 洪水注意報発表時</u></p> <p><u>ウ 大雪警報等発表時</u></p> <p>② 台風接近時</p> <p><u>ア 暴風警報発表時</u></p> <p><u>イ 高潮注意報発表時</u></p> <p><u>ウ その他、情報収集などの対応が必要なとき。</u></p>	<p>第1 福岡市災害対策本部等</p> <p>5 情報収集態勢</p> <p>(2) 設置基準</p> <p>① 風水（雪）害・土砂災害</p> <p><u>ア レベル2大雨注意報発表時</u></p> <p><u>イ レベル2氾濫注意報発表時</u></p> <p><u>ウ レベル2土砂災害注意報発表時</u></p> <p><u>エ その他、情報収集などの対応が必要なとき</u></p> <p>② 台風接近時</p> <p><u>ア 暴風警報発表時</u></p> <p><u>イ レベル2高潮注意報発表時</u></p> <p><u>ウ その他、情報収集などの対応が必要なとき。</u></p>	<p>防災気象情報の改訂等にか かかる修正</p>

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由																		
2-13	第2章 第2節	<p>第1 福岡市災害対策本部等 6 組織及び事務分掌 (2) 市災害対策本部事務分掌</p> <p>エ 緊急医療調整チーム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成局</th> <th>主な事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健医療局◎</td> <td>○ 災害医療・保険活動にかかる総合調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>消防局</td> <td>○ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等、医療関係団体との連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 医療機関の被災状況、受け入れ状況等の把握並びに診療可能医療機関の情報提供に関すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 広域調整も含めた患者の搬送、転院にかかる調整に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	構成局	主な事務分掌	保健医療局◎	○ 災害医療・保険活動にかかる総合調整に関すること	消防局	○ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等、医療関係団体との連絡調整に関すること		○ 医療機関の被災状況、受け入れ状況等の把握並びに診療可能医療機関の情報提供に関すること		○ 広域調整も含めた患者の搬送、転院にかかる調整に関すること	<p>第1 福岡市災害対策本部等 6 組織及び事務分掌 (2) 市災害対策本部事務分掌</p> <p>エ 緊急医療調整チーム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成局</th> <th>主な事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健医療局◎</td> <td>○ 保健医療福祉調整本部の設置及び会議開催に関すること</td> </tr> <tr> <td>福祉局</td> <td>○ 保健、医療、福祉活動について総合的に判断する必要がある事案に係る情報集約・分析・対応方針作成</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 保健医療福祉活動チーム（=DMAT、JMAT、DHEAT、DWAT等）の窓口、派遣調整等</td> </tr> </tbody> </table>	構成局	主な事務分掌	保健医療局◎	○ 保健医療福祉調整本部の設置及び会議開催に関すること	福祉局	○ 保健、医療、福祉活動について総合的に判断する必要がある事案に係る情報集約・分析・対応方針作成		○ 保健医療福祉活動チーム（=DMAT、JMAT、DHEAT、DWAT等）の窓口、派遣調整等	防災基本計画の修正及び体制変更に伴う修正
構成局	主な事務分掌																					
保健医療局◎	○ 災害医療・保険活動にかかる総合調整に関すること																					
消防局	○ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等、医療関係団体との連絡調整に関すること																					
	○ 医療機関の被災状況、受け入れ状況等の把握並びに診療可能医療機関の情報提供に関すること																					
	○ 広域調整も含めた患者の搬送、転院にかかる調整に関すること																					
構成局	主な事務分掌																					
保健医療局◎	○ 保健医療福祉調整本部の設置及び会議開催に関すること																					
福祉局	○ 保健、医療、福祉活動について総合的に判断する必要がある事案に係る情報集約・分析・対応方針作成																					
	○ 保健医療福祉活動チーム（=DMAT、JMAT、DHEAT、DWAT等）の窓口、派遣調整等																					
2-13	第2章 第2節	<p>第1 福岡市災害対策本部等 6 組織及び事務分掌 (2) 市災害対策本部事務分掌</p> <p>①機能別チーム イ 物資調達・輸送チーム</p> <p>構成局 こども未来局 市民局 道路下水道局 港湾空港局 農林水産局</p>	<p>第1 福岡市災害対策本部等 6 組織及び事務分掌 (2) 市災害対策本部事務分掌</p> <p>①機能別チーム イ 物資調達・輸送チーム</p> <p>構成局 こども未来局 道路下水道局 港湾空港局 農林水産局</p>	実態に合わせて修正																		
2-14	第2章 第2節	<p>第1 福岡市災害対策本部等 6 組織及び事務分掌 (2) 市災害対策本部事務分掌</p> <p>②各局等 オ 財政局 <記載省略> ○ 市管理施設の被害状況に関すること <記載省略></p>	<p>第1 福岡市災害対策本部等 6 組織及び事務分掌 (2) 市災害対策本部事務分掌</p> <p>②各局等 オ 財政局 <記載省略> ○ 市有建築物等の被害状況に関すること <記載省略></p>	文言の修正																		
2-15	第2章 第2節	<p>第1 福岡市災害対策本部等 6 組織及び事務分掌 (2) 市災害対策本部事務分掌</p> <p>② 各局等 カ 市民局（市民局 防災・危機管理部等を除く。）</p> <p>主な事務分掌 ○ 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること ○ 災害対策に係る人権・男女等配慮に関すること ○ 安否情報の提供及び治安・デマ対策に関すること ○ 渋滞対策等警察との連絡調整に関すること ○ 管理施設の維持・管理に関すること ○ 公民館等における充電サービスの提供に関すること ○ 義援金の受入・配分の支援に関すること ○ 消費生活相談に関すること ○ 災害対策本部室の補助及び特命事項に関すること</p>	<p>第1 福岡市災害対策本部等 6 組織及び事務分掌 (2) 市災害対策本部事務分掌</p> <p>② 各局等 カ 市民局（市民局 防災・危機管理部等を除く。）</p> <p>主な事務分掌 ○ 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること ○ 災害対策に係る人権・男女等配慮に関すること ○ 安否情報の提供及び治安・デマ対策に関すること ○ 渋滞対策等警察との連絡調整に関すること ○ 管理施設の維持・管理に関すること ○ 義援金の受入・配分の支援に関すること ○ 消費生活相談に関すること ○ 災害対策本部室の補助及び特命事項に関すること</p>	実態に合わせて修正																		

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由																																																													
2-18 2-19	第2章 第2節	第2 職員の動員・配備 1 災害対策本部等の配備態勢	第2 職員の動員・配備 1 災害対策本部等の配備基準	防災気象情報の改訂等にかかる修正																																																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>態勢</th> <th>項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1配備（注意態勢）</td> <td>発令基準</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 震度4の地震発生時 大雨警報発表時 洪水警報発表時 津波注意報発表時 大雪警報等が発表され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 その他災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、事前の警戒措置を図る必要がある場合 （台風接近時） 気象台が発表する気象情報（台風情報、福岡県気象情報）を受け、事前の警戒措置を図る必要がある場合 高潮警報発表時 高潮注意報が発表され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 暴風警報が発表され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 </td> </tr> <tr> <td>配備につく職員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 情報収集及び伝達に必要な人員 上位態勢移行への動員が速やかに実施できる人員 （土砂災害対応が必要と認められるとき） 土砂災害の警戒に必要な人員 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に必要な人員 </td> </tr> <tr> <td>業務例示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 動員計画の準備 所風ごとの通知 災害対策に関する注意 連絡業務全般 （土砂災害対応が必要と認められるとき） 避難情報の発令検討・準備・発令 指定緊急避難場所・指定避難所の開設検討・準備・開設 自主避難者対応 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2配備（警戒態勢）</td> <td>発令基準</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 震度5弱の地震発生時 被害発生が予想され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報、福岡県が公表する土砂災害危険度情報、市民からの通報件数等の情報を基に必要があると判断した場合 現に災害が発生しつつあり、かつ、相当な災害が予測される場合 </td> </tr> <tr> <td>配備につく職員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 警戒パトロール等の事前対策及び単発的な災害現場活動などの初動体制がとれる人員 （土砂災害対応が必要と認められるとき） 一定数の指定緊急避難場所・指定避難所の開設準備・開設が可能な人員 </td> </tr> <tr> <td>業務例示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策資機材の確認・調達 災害危険箇所の事前調査 市民広報 （土砂災害対応が必要と認められるとき） 避難情報の発令検討・準備・発令 一定数の指定緊急避難場所・指定避難所の開設準備・開設 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3配備（厳戒態勢）</td> <td>発令基準</td> <td><記載省略></td> </tr> <tr> <td>配備につく職員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 複数の災害現場活動に必要な人員 複数の指定緊急避難場所・指定避難所の開設等、大規模災害に備えた具体的な応急活動が可能な人員 </td> </tr> <tr> <td>業務例示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害応急活動 避難情報の発令 複数の指定緊急避難場所・指定避難所の開設 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4配備（非常態勢）</td> <td>発令基準</td> <td><記載省略></td> </tr> <tr> <td>配備につく職員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 全職員 </td> </tr> <tr> <td>業務例示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策全般 </td> </tr> </tbody> </table>	態勢	項目	内 容	第1配備（注意態勢）	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> 震度4の地震発生時 大雨警報発表時 洪水警報発表時 津波注意報発表時 大雪警報等が発表され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 その他災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、事前の警戒措置を図る必要がある場合 （台風接近時） 気象台が発表する気象情報（台風情報、福岡県気象情報）を受け、事前の警戒措置を図る必要がある場合 高潮警報発表時 高潮注意報が発表され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 暴風警報が発表され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 	配備につく職員	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集及び伝達に必要な人員 上位態勢移行への動員が速やかに実施できる人員 （土砂災害対応が必要と認められるとき） 土砂災害の警戒に必要な人員 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に必要な人員 	業務例示	<ul style="list-style-type: none"> 動員計画の準備 所風ごとの通知 災害対策に関する注意 連絡業務全般 （土砂災害対応が必要と認められるとき） 避難情報の発令検討・準備・発令 指定緊急避難場所・指定避難所の開設検討・準備・開設 自主避難者対応 	第2配備（警戒態勢）	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱の地震発生時 被害発生が予想され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報、福岡県が公表する土砂災害危険度情報、市民からの通報件数等の情報を基に必要があると判断した場合 現に災害が発生しつつあり、かつ、相当な災害が予測される場合 	配備につく職員	<ul style="list-style-type: none"> 警戒パトロール等の事前対策及び単発的な災害現場活動などの初動体制がとれる人員 （土砂災害対応が必要と認められるとき） 一定数の指定緊急避難場所・指定避難所の開設準備・開設が可能な人員 	業務例示	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策資機材の確認・調達 災害危険箇所の事前調査 市民広報 （土砂災害対応が必要と認められるとき） 避難情報の発令検討・準備・発令 一定数の指定緊急避難場所・指定避難所の開設準備・開設 	第3配備（厳戒態勢）	発令基準	<記載省略>	配備につく職員	<ul style="list-style-type: none"> 複数の災害現場活動に必要な人員 複数の指定緊急避難場所・指定避難所の開設等、大規模災害に備えた具体的な応急活動が可能な人員 	業務例示	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急活動 避難情報の発令 複数の指定緊急避難場所・指定避難所の開設 	第4配備（非常態勢）	発令基準	<記載省略>	配備につく職員	<ul style="list-style-type: none"> 全職員 	業務例示	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策全般 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>態勢</th> <th>削除</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1配備（注意態勢）</td> <td>削除</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 震度4の地震発生時 レベル3大雨警報発表時 レベル3土砂災害警報発表時・レベル3汎濫警報発表時 レベル3高潮警報発表時・津波注意報発表時 気象台から以下の気象情報が発表され、かつ台風情報、福岡県気象情報、早期注意情報、時系列情報等を総合的に判断して事前の警戒措置を図る必要がある場合 暴風警報 大雪警報 レベル2高潮注意報1 その他災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、事前の警戒措置を図る必要がある場合 </td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2配備（警戒態勢）</td> <td>削除</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 震度5弱の地震発生時 被害発生が予想され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 レベル4土砂災害危険警報や気象防災速報、福岡県が公表する土砂災害危険度情報、市民からの通報件数等の情報を基に必要があると判断した場合 現に災害が発生しつつあり、かつ、相当な災害が予測される場合 </td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3配備（厳戒態勢）</td> <td>削除</td> <td><記載省略></td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4配備（非常態勢）</td> <td>削除</td> <td><記載省略></td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> </tbody> </table> <p>※業務内容及び配備人員については資料編「4 福岡市災害対策本部事務分掌表」を参照。</p>	態勢	削除	内 容	第1配備（注意態勢）	削除	<ul style="list-style-type: none"> 震度4の地震発生時 レベル3大雨警報発表時 レベル3土砂災害警報発表時・レベル3汎濫警報発表時 レベル3高潮警報発表時・津波注意報発表時 気象台から以下の気象情報が発表され、かつ台風情報、福岡県気象情報、早期注意情報、時系列情報等を総合的に判断して事前の警戒措置を図る必要がある場合 暴風警報 大雪警報 レベル2高潮注意報1 その他災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、事前の警戒措置を図る必要がある場合 	削除	削除	削除	削除	第2配備（警戒態勢）	削除	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱の地震発生時 被害発生が予想され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 レベル4土砂災害危険警報や気象防災速報、福岡県が公表する土砂災害危険度情報、市民からの通報件数等の情報を基に必要があると判断した場合 現に災害が発生しつつあり、かつ、相当な災害が予測される場合 	削除	削除	削除	削除	第3配備（厳戒態勢）	削除	<記載省略>	削除	削除	削除	削除	第4配備（非常態勢）	削除	<記載省略>	削除	削除	削除	削除
態勢	項目	内 容																																																															
第1配備（注意態勢）	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> 震度4の地震発生時 大雨警報発表時 洪水警報発表時 津波注意報発表時 大雪警報等が発表され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 その他災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、事前の警戒措置を図る必要がある場合 （台風接近時） 気象台が発表する気象情報（台風情報、福岡県気象情報）を受け、事前の警戒措置を図る必要がある場合 高潮警報発表時 高潮注意報が発表され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 暴風警報が発表され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 																																																															
	配備につく職員	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集及び伝達に必要な人員 上位態勢移行への動員が速やかに実施できる人員 （土砂災害対応が必要と認められるとき） 土砂災害の警戒に必要な人員 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に必要な人員 																																																															
	業務例示	<ul style="list-style-type: none"> 動員計画の準備 所風ごとの通知 災害対策に関する注意 連絡業務全般 （土砂災害対応が必要と認められるとき） 避難情報の発令検討・準備・発令 指定緊急避難場所・指定避難所の開設検討・準備・開設 自主避難者対応 																																																															
第2配備（警戒態勢）	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱の地震発生時 被害発生が予想され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報、福岡県が公表する土砂災害危険度情報、市民からの通報件数等の情報を基に必要があると判断した場合 現に災害が発生しつつあり、かつ、相当な災害が予測される場合 																																																															
	配備につく職員	<ul style="list-style-type: none"> 警戒パトロール等の事前対策及び単発的な災害現場活動などの初動体制がとれる人員 （土砂災害対応が必要と認められるとき） 一定数の指定緊急避難場所・指定避難所の開設準備・開設が可能な人員 																																																															
	業務例示	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策資機材の確認・調達 災害危険箇所の事前調査 市民広報 （土砂災害対応が必要と認められるとき） 避難情報の発令検討・準備・発令 一定数の指定緊急避難場所・指定避難所の開設準備・開設 																																																															
第3配備（厳戒態勢）	発令基準	<記載省略>																																																															
	配備につく職員	<ul style="list-style-type: none"> 複数の災害現場活動に必要な人員 複数の指定緊急避難場所・指定避難所の開設等、大規模災害に備えた具体的な応急活動が可能な人員 																																																															
	業務例示	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急活動 避難情報の発令 複数の指定緊急避難場所・指定避難所の開設 																																																															
第4配備（非常態勢）	発令基準	<記載省略>																																																															
	配備につく職員	<ul style="list-style-type: none"> 全職員 																																																															
	業務例示	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策全般 																																																															
態勢	削除	内 容																																																															
第1配備（注意態勢）	削除	<ul style="list-style-type: none"> 震度4の地震発生時 レベル3大雨警報発表時 レベル3土砂災害警報発表時・レベル3汎濫警報発表時 レベル3高潮警報発表時・津波注意報発表時 気象台から以下の気象情報が発表され、かつ台風情報、福岡県気象情報、早期注意情報、時系列情報等を総合的に判断して事前の警戒措置を図る必要がある場合 暴風警報 大雪警報 レベル2高潮注意報1 その他災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、事前の警戒措置を図る必要がある場合 																																																															
	削除	削除																																																															
	削除	削除																																																															
第2配備（警戒態勢）	削除	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱の地震発生時 被害発生が予想され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 レベル4土砂災害危険警報や気象防災速報、福岡県が公表する土砂災害危険度情報、市民からの通報件数等の情報を基に必要があると判断した場合 現に災害が発生しつつあり、かつ、相当な災害が予測される場合 																																																															
	削除	削除																																																															
	削除	削除																																																															
第3配備（厳戒態勢）	削除	<記載省略>																																																															
	削除	削除																																																															
	削除	削除																																																															
第4配備（非常態勢）	削除	<記載省略>																																																															
	削除	削除																																																															
	削除	削除																																																															

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由
2-19	第2章 第2節	<p>第2 職員の動員・配備 2 配備の方法 (3) 職員の非常動員 ① 職員は、勤務時間外又は休日等において災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある情報等を察知したときは、所属の局長等、班長等と連絡のうえ、又は自らの判断により災害応急対策活動のため登庁しなければならない。なお、本来の職場へ登庁できない場合は、最寄りの区役所等に登庁し、その区本部等の指揮命令下に入ることとする。</p>	<p>第2 職員の動員・配備 2 配備の方法 (3) 職員の非常動員 ① 職員は、勤務時間外又は休日等において災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある情報等を察知したときは、所属の局長等、班長等と連絡のうえ、又は自らの判断により災害応急対策活動のため登庁しなければならない。なお、本来の職場（<u>あらかじめ指定された避難所を含む</u>）へ登庁できない場合は、最寄りの区役所等に登庁し、その区本部等の指揮命令下に入ることとする。</p>	文言の修正
3-3	第3章 第1節	<p>第3 消防、医療体制の整備 2 医療体制の整備 (2) <u>救護班の編成の整備、訓練等</u> <u>救護班の編成計画を整備し、職員に周知するとともに、総合防災訓練等において班編成の訓練を行うなど、職員の習熟を図る。</u></p>	<p>第3 消防、医療体制の整備 2 医療体制の整備 (2) <u>医療救護活動の訓練、研修等</u> <u>県や医師会等関係機関と連携して、ライフラインの確保や救護班の派遣調整など医療救護活動に関する訓練・研修を実施するなど、職員の育成を図る。</u></p>	実態に合わせて修正
3-3	第3章 第1節	<p>第3 消防・医療体制の整備 2 医療体制の整備 (1) ~ (5) <記載省略></p>	<p>第3 消防、医療体制の整備 2 医療体制の整備 (1) ~ (5) <記載省略> <u>(6) 保健医療福祉調整本部の体制整備</u> <u>保健医療福祉調整本部の体制の整備に努める。</u></p>	防災基本計画の修正及び体制変更に伴う修正

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由
3-4	第3章 第1節	<p>第4 緊急通行車両・緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認等に関する手続</p> <p>3 緊急通行車両等の確認等に関する手続</p> <p>(4) 申請書類</p> <p>ア 緊急通行車両確認申出書（緊急輸送車両確認申出書） ・・・・・・・・・・1通</p> <p>イ 自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「車検証等」という。）の写し ・・・・・・・・・・1通</p> <p>ウ 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類 ・・・・・・・・・・1通</p> <p>エ 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足る書類 ・・・・・・・・・・1通</p> <p><u>(5)</u> 標章等の有効期限 交付の日から起算して5年後の日</p> <p><u>(6)</u> 標章及び証明書の記載事項変更</p> <p>ア 届出先</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察本部交通規制課 ○ 警察署 ○ 福岡県 <p>イ 記載事項変更に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書） ・・・・・・・・・・1通 ○ 交付した標章及び証明書 ○ 変更した事項を確かめる書類 <p><u>(7)</u> 標章及び証明書の再交付</p> <p>ア 届出先</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察本部交通規制課 ○ 警察署 ○ 福岡県 <p>イ 再交付に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急通行車両確認標章・証明書再交付申請書 ・・・・・・・・・・1通 ○ 残存する標章又は証明書 <p><u>(8)</u> 標章及び証明書の返納 下記のいずれかに該当する場合は、警察本部、警察署又は福岡県が返納を受理する。</p> <p>ア 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき</p> <p>イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき</p> <p>ウ 標章及び証明書等の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき</p>	<p>第4 緊急通行車両・緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認等に関する手続</p> <p>3 緊急通行車両等の確認等に関する手続</p> <p>(4) 申請書類</p> <p>ア 緊急通行車両確認申出書（緊急輸送車両確認申出書） ・・・・・・・・・・1通</p> <p>イ 自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「車検証等」という。）の写し ・・・・・・・・・・1通</p> <p>ウ 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類 ・・・・・・・・・・1通</p> <p>エ 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足る書類</p> <p><u>(5)</u> <u>緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付を受けている車両の取扱い</u> <u>令和5年8月31日までの従前の規定により届出済証の交付を受けている車両の使用者から緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、届出済証の提出を求め、緊急通行車両確認申出書を作成させて確認し、標章及び証明書を交付するものとする。</u></p> <p><u>(6)</u> 標章等の有効期限 交付の日から起算して5年後の日</p> <p><u>(7)</u> 標章及び証明書の記載事項変更</p> <p>ア 届出先</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察本部交通規制課 ○ 警察署 ○ 福岡県 <p>イ 記載事項変更に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書） ・・・・・・・・・・1通 ○ 交付した標章及び証明書 ○ 変更した事項を確かめる書類 <p><u>(8)</u> 標章及び証明書の再交付</p> <p>ア 届出先</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察本部交通規制課 ○ 警察署 ○ 福岡県 <p>イ 再交付に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書（<u>緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書</u>） ・・・・・・・・・・1通 ○ 残存する標章又は証明書 <p><u>(9)</u> 標章及び証明書の返納 下記のいずれかに該当する場合は、警察本部、警察署又は福岡県が返納を受理する。</p> <p>ア 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき</p> <p>イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき</p> <p>ウ 標章及び証明書等の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由
3-7	第3章 第1節	第6 防災訓練（各機関） 1～4 <記載省略>	第6 防災訓練（各機関） 1～4 <記載省略> <u>5 防災関連システムの訓練</u> <u>各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるもの。</u>	防災基本計画の修正に伴う修正
3-13	第3章 第3節	第1 生活支援対策 災害に備え、災害時に必要となる食料、生活必需品、資機材（以下「物資」という。）に関して、市民や企業等に対して必要な備えを呼びかける。 また、公的備蓄は、発災から3日間の対応に備え、必要最低限の物資を備えるとともに、これを補完するものとして、国等からの救援物資や企業等との災害時応援協定に基づく流通備蓄の活用を図る。	第1 生活支援対策 災害に備え、災害時に必要となる食料、生活必需品、資機材（以下「物資」という。）に関して、市民や企業等に対して必要な備えを呼びかける。 また、公的備蓄は、発災から3日間の対応に備え、必要最低限の物資を備えるとともに、これを補完するものとして、国等からの救援物資や企業等との災害時応援協定に基づく流通備蓄の活用を図る。 <u>なお、物資の備蓄状況については、年に1回、ホームページにて公表する。</u>	防災基本計画の修正に伴う修正
3-13	第3章 第3節	1 公的備蓄 避難所運営や帰宅困難者対策等に必要となる食料、生活必需品、資機材等は以下のとおりとし、災害対策本部室において備蓄する。また、これらの基本的な物資に加え、各局等が災害対応において必要となる物資については、各局等で備蓄する。 (1) 避難所運営用備蓄 ① 備蓄品目 ア 食料 水、パン、レトルト米の基礎的食料に加え、高齢者、乳幼児及び食物アレルギーを有する避難者に対応したお粥、乳児用ミルクなどの備蓄を行う。 イ 生活必需品等 携帯トイレ、簡易トイレ、毛布、生理用品、紙おむつ、食器、哺乳瓶、口腔衛生用品、入浴代替用品、弾性ストッキングなど、発災直後に必要となる生活必需品等の備蓄を行う。 ウ 感染症対策物資 マスク、手指用消毒液、体温計、ハンドソープなど、避難所における感染症対策に必要な物資の備蓄を行う。 エ 資機材 発電機、投光器、カセットコンロ、懐中電灯、ブルーシートなど、発災直後に必要となる資機材の備蓄を行う。 オ 災害関連死対策 携帯トイレ、簡易トイレの他、弾性ストッキングやエアマットなどの災害関連死対策に必要な資機材の備蓄を行う。	2 公的備蓄 避難所運営や帰宅困難者対策等に必要となる食料、生活必需品、資機材等は以下のとおりとし、災害対策本部室において備蓄する。また、これらの基本的な物資に加え、各局等が災害対応において必要となる物資については、各局等で備蓄する。 (1) 避難所運営用備蓄 ① 備蓄品目 ア 食料 水、パン、レトルト米の基礎的食料に加え、高齢者、乳幼児及び食物アレルギーを有する避難者に対応したお粥、乳児用ミルクなどの備蓄を行う。 イ 生活必需品等 携帯トイレ、簡易トイレ、毛布、生理用品、紙おむつ、 <u>トイレットペーパー</u> 、食器、哺乳瓶、口腔衛生用品、入浴代替用品、弾性ストッキングなど、発災直後に必要となる生活必需品等の備蓄を行う。 ウ 感染症対策物資 マスク、手指用消毒液、体温計、ハンドソープなど、避難所における感染症対策に必要な物資の備蓄を行う。 エ 資機材 発電機、投光器、カセットコンロ、懐中電灯、ブルーシートなど、発災直後に必要となる資機材の備蓄を行う。 オ 災害関連死対策 携帯トイレ、簡易トイレの他、弾性ストッキングやエアマットなどの災害関連死対策に必要な資機材の備蓄を行う。	事業の拡充のため
3-13	第3章 第3節	第1 生活支援対策 2 公的備蓄 (1) 避難所運営用備蓄 ③ 備蓄場所 埋蔵文化財センター月限収蔵庫の備蓄倉庫に物資を備蓄するとともに、指定緊急避難場所・指定避難所となる各小学校又は公民館において分散備蓄を行う。さらに、物資をより効率的に輸送、供給できるようにするために、市内各所での分散備蓄について検討していく。	第1 生活支援対策 2 公的備蓄 (1) 避難所運営用備蓄 ③ 備蓄場所 埋蔵文化財センター月限収蔵庫の備蓄倉庫や民間倉庫に物資を備蓄するとともに、指定緊急避難場所・指定避難所となる施設において分散備蓄を行う。さらに、物資をより効率的に輸送、供給できるようにするために、市内各所での分散備蓄の拡充について検討していく。 <u>また、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u>	防災基本計画の修正に伴う修正及び文言の修正

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由																																				
3-15	第3章 第3節	<p>第2 指定緊急避難場所・指定避難所等 1 避難場所等の指定等 (4) 臨時避難所 大規模な災害時において多数の被災者が発生し、避難所では収容人数が不足する場合の対策として、大規模展示場やスポーツ施設などを臨時避難所として、活用することについて施設管理者と協議を進める。このほか、グラウンド、公園等のオープンスペースで支障のないものについてテント等を設置して、臨時避難所とする。</p>	<p>第2 指定緊急避難場所・指定避難所等 1 避難場所等の指定等 (4) 臨時避難所 大規模な災害時において多数の被災者が発生し、避難所では収容人数が不足する場合の対策として、大規模展示場やスポーツ施設などを臨時避難所として、活用することについて施設管理者と協議を進める。このほか、グラウンド、公園等のオープンスペースで支障のないものについてテント等を設置して、臨時避難所とする。<u>なお、協定等を締結している臨時避難所については、あらかじめ情報を把握する。</u></p>	防災基本計画の修正に伴う修正																																				
3-16	第3章 第3節	<p>第2 指定緊急避難場所・指定避難所等 2 避難場所・避難所の選定 <u>避難場所・避難所は、災害時に避難者を収容する一時避難所及び収容避難所と、通常の避難所での生活が困難な者を収容する福祉避難所、大火災等における避難に敵する広場を有する地区避難場所及び広域避難場所とし、次の区分により選定する。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>箇所数</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区避難場所</td> <td>屋内：411か所 屋外：386か所</td> <td>特定の地域において人命に大きな被害が予測される場合、住民が容易に避難し得る至近距離にある場所</td> </tr> <tr> <td>広域避難場所</td> <td>26か所</td> <td>広域にわたって人命に大きな被害が予測される場合の大規模な避難に適する場所</td> </tr> <tr> <td>一時避難所</td> <td>196か所</td> <td>1人につき2㎡程度の面積を基準として50人以上を収容できる施設</td> </tr> <tr> <td>収容避難所</td> <td>262か所</td> <td>給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設があるものであって1人につき4㎡程度の面積を基準として100人以上を収容することができる施設</td> </tr> <tr> <td>福祉避難所</td> <td>200か所</td> <td>避難所での生活が困難な要配慮者のための施設</td> </tr> </tbody> </table>	区分	箇所数	定義	地区避難場所	屋内：411か所 屋外：386か所	特定の地域において人命に大きな被害が予測される場合、住民が容易に避難し得る至近距離にある場所	広域避難場所	26か所	広域にわたって人命に大きな被害が予測される場合の大規模な避難に適する場所	一時避難所	196か所	1人につき2㎡程度の面積を基準として50人以上を収容できる施設	収容避難所	262か所	給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設があるものであって1人につき4㎡程度の面積を基準として100人以上を収容することができる施設	福祉避難所	200か所	避難所での生活が困難な要配慮者のための施設	<p>第2 指定緊急避難場所・指定避難所等 2 避難場所・避難所の選定 <u>避難場所は、大火災等における避難に適する広場を有する地区避難場所及び広域避難場所、避難所は、災害時に避難者を収容する一時避難所、収容避難所及び通常の避難所での生活が困難な者を収容する福祉避難所とし、次の区分により選定する。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>箇所数</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区避難場所</td> <td>屋内：413か所 屋外：388か所</td> <td>特定の地域において人命に大きな被害が予測される場合、住民が容易に避難し得る至近距離にある場所</td> </tr> <tr> <td>広域避難場所</td> <td>26か所</td> <td>広域にわたって人命に大きな被害が予測される場合の大規模な避難に適する場所</td> </tr> <tr> <td>一時避難所</td> <td>197か所</td> <td>1人につき2㎡程度の面積を基準として50人以上を収容できる施設</td> </tr> <tr> <td>収容避難所</td> <td>263か所</td> <td>給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設があるものであって1人につき4㎡程度の面積を基準として100人以上を収容することができる施設</td> </tr> <tr> <td>福祉避難所</td> <td>215か所</td> <td>避難所での生活が困難な要配慮者のための施設</td> </tr> </tbody> </table>	区分	箇所数	定義	地区避難場所	屋内：413か所 屋外：388か所	特定の地域において人命に大きな被害が予測される場合、住民が容易に避難し得る至近距離にある場所	広域避難場所	26か所	広域にわたって人命に大きな被害が予測される場合の大規模な避難に適する場所	一時避難所	197か所	1人につき2㎡程度の面積を基準として50人以上を収容できる施設	収容避難所	263か所	給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設があるものであって1人につき4㎡程度の面積を基準として100人以上を収容することができる施設	福祉避難所	215か所	避難所での生活が困難な要配慮者のための施設	文言及び時点修正
区分	箇所数	定義																																						
地区避難場所	屋内：411か所 屋外：386か所	特定の地域において人命に大きな被害が予測される場合、住民が容易に避難し得る至近距離にある場所																																						
広域避難場所	26か所	広域にわたって人命に大きな被害が予測される場合の大規模な避難に適する場所																																						
一時避難所	196か所	1人につき2㎡程度の面積を基準として50人以上を収容できる施設																																						
収容避難所	262か所	給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設があるものであって1人につき4㎡程度の面積を基準として100人以上を収容することができる施設																																						
福祉避難所	200か所	避難所での生活が困難な要配慮者のための施設																																						
区分	箇所数	定義																																						
地区避難場所	屋内：413か所 屋外：388か所	特定の地域において人命に大きな被害が予測される場合、住民が容易に避難し得る至近距離にある場所																																						
広域避難場所	26か所	広域にわたって人命に大きな被害が予測される場合の大規模な避難に適する場所																																						
一時避難所	197か所	1人につき2㎡程度の面積を基準として50人以上を収容できる施設																																						
収容避難所	263か所	給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設があるものであって1人につき4㎡程度の面積を基準として100人以上を収容することができる施設																																						
福祉避難所	215か所	避難所での生活が困難な要配慮者のための施設																																						
3-19	第3章 第4節	<p>第1 風水害に強い都市づくり 2 下水道整備計画 (1) 全体計画表 令和5年度末処理区域面積 17.200</p>	<p>第1 風水害に強い都市づくり 2 下水道整備計画 (1) 全体計画表 令和6年度末処理区域面積 17.201</p>	時点修正																																				
3-24	第3章 第4節	<p>第3 具体的な施策 1 都市計画 (1) 土地利用計画 防火地域及び準防火地域の指定状況（令和6年4月）</p>	<p>第3 具体的な施策 1 都市計画 (1) 土地利用計画 防火地域及び準防火地域の指定状況（令和7年4月）</p>	時点修正																																				
3-25	第3章 第4節	<p>第3 具体的な施策 1 都市計画 (3) 市街地形成 ② 地区計画等（令和6年4月）</p>	<p>第3 具体的な施策 1 都市計画 (3) 市街地形成 ② 地区計画等（令和7年4月）</p>	時点修正																																				
3-27	第3章 第4節	<p>第4 公共土木構造物の対策 5 港湾 ○幹線貨物輸送対応岸壁 - 箱崎ふ頭 - 10.0m - 240m×1バース - 未着手</p>	<p>第4 公共土木構造物の対策 5 港湾 ○幹線貨物輸送対応岸壁 - 箱崎ふ頭 - 9.0m - 260m×2バース - 事業中</p>	港湾計画変更に伴う修正																																				

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由
3-26 3-27	第3章 第4節	第4 公共土木構造物の対策 3 水道 (4) 応急対策の体制強化 ①～③ <記載省略> 4 下水道 (1)、(2) <記載省略>	第4 公共土木構造物の対策 3 水道 (4) 応急対策の体制強化 ①～③ <記載省略> ④発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める 4 下水道 (1)、(2) <記載省略> (3) 応急対策の体制強化 発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める	防災基本計画の修正に伴う修正
3-30	第3章 第4節	第6 オープンスペースの確保 1 公園等整備計画 公園は、地震火災時等には避難地・避難路となるほか、火災の延焼防止や救援活動の拠点として機能するなど、重要な役割を果たす。 身近な公園の整備を図るとともに、災害時に一時避難地として機能する近隣公園や、地区の救援活動の拠点としても利用可能な地区公園・総合公園・運動公園等の確保を進める。	第6 オープンスペースの確保 1 公園等整備計画 公園は、地震火災時等には避難地・避難路となるほか、火災の延焼防止や救援活動の拠点として機能するなど、重要な役割を果たす。 災害時に一時避難地として機能する近隣公園などの地域に身近な公園を整備するとともに、地区の救援活動の拠点としても利用可能な地区公園・総合公園・運動公園等のオープンスペースの確保を進める。 (早良運動公園、(仮称)フォレストパークなど)	文言の整理
4-1	第4章	風水害対策タイムライン 発災前の欄 ・(福祉) 避難所の開設・運営 ・要配慮者(障がい者、子ども、高齢者、外国人) 対策	風水害対策タイムライン 発災前の欄 ・(福祉) 避難所の開設・運営 ・要配慮者(障がい者、子ども、高齢者、外国人) 対策	文言の修正
4-2	第4章 第1節	第1 情報の収集・伝達活動 1 福岡管区気象台が発表する特別警報・警報・注意報・情報等 気象、水防、火災等に関する特別警報・警報・注意報・情報等の収集、伝達は次の伝達要領、伝達系統をもって行う。 (1) 収集、伝達要領 ① 福岡管区気象台が発表する特別警報・警報・注意報・情報等は別紙系統図により伝達される。(資料編IV-1頁) なお、福岡管区気象台が大雨、暴風、高潮等の特別警報を発表した場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。 ② 消防局で収集、受信した災害情報等は直ちに災害対策本部室へ伝達する。 ③ 災害対策本部室長は、特別警報・警報・注意報・情報等を受信した場合は速かに本部長(市長)に報告し、それに対応する必要な防災指令を各局等及び各区本部へ伝達する。解除された場合もこの要領による。 ④ 災害対策本部室から各局等及び各区本部への伝達は、電話、防災行政無線、庁内放送又は文書等をもって行う。 ⑤ 特別警報・警報・注意報・情報等の伝達を受けた各局長等及び各区本部長は速かにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに関係出先機関へも伝達、指令する。 ⑥ その他各区本部、班の職員は災害対策本部室長より特別警報・警報・注意報・情報等の伝達を受けた後は、刻々と推移する状況について報道機関等の報道を聴取するよう努め、その内容に応じた適切な措置を講ずる。	第1 情報の収集・伝達活動 1 福岡管区気象台が発表する特別警報・危険警報・警報・注意報・情報等 気象、水防、火災等に関する特別警報・危険警報・警報・注意報・情報等の収集、伝達は次の伝達要領、伝達系統をもって行う。 (1) 収集、伝達要領 ① 福岡管区気象台が発表する特別警報・危険警報・警報・注意報・情報等は別紙系統図により伝達される。(資料編IV-1頁) なお、福岡管区気象台が大雨、暴風、高潮等の特別警報を発表した場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。 ② 消防局で収集、受信した災害情報等は直ちに災害対策本部室へ伝達する。 ③ 災害対策本部室長は、特別警報・危険警報・警報・注意報・情報等を受信した場合は速かに本部長(市長)に報告し、それに対応する必要な防災指令を各局等及び各区本部へ伝達する。解除された場合もこの要領による。 ④ 災害対策本部室から各局等及び各区本部への伝達は、電話、防災行政無線、庁内放送又は文書等をもって行う。 ⑤ 特別警報・危険警報・警報・注意報・情報等の伝達を受けた各局長等及び各区本部長は速かにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに関係出先機関へも伝達、指令する。 ⑥ その他各区本部、班の職員は災害対策本部室長より特別警報・危険警報・警報・注意報・情報等の伝達を受けた後は、刻々と推移する状況について報道機関等の報道を聴取するよう努め、その内容に応じた適切な措置を講ずる。	防災気象情報の改訂等にかかる修正

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由																			
4-2	第4章 第1節	第1 情報の収集・伝達活動 3 災害映像情報の収集 防災情報カメラシステム、ヘリコプターテレビ電送システム、指揮支援システムを活用し、災害に関する映像情報を収集する。	第1 情報の収集・伝達活動 3 災害映像情報の収集 防災情報カメラシステム、ヘリコプターテレビ電送システム、指揮支援システムを活用し、災害に関する映像情報を収集するとともに、 <u>収集した画像情報について、防災I・OTシステム等を活用し、関係機関での迅速な共有に努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正に伴う修正																			
4-3	第4章 第1節	第1 情報の収集・整理・伝達 4 被害情報等の収集・伝達 (3) 県等への報告 災害対策本部において集約した被害情報等については、定期的には又は必要に応じ随時県へ報告する。	第1 情報の収集・整理・伝達 4 被害情報等の収集・伝達 (3) 県・ <u>関係省庁等</u> への報告・ <u>連絡</u> 災害対策本部において集約した被害情報等については、定期的には又は必要に応じ随時県へ報告する。 <u>また、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用して関係省庁に被害情報等を連絡する。</u>	防災基本計画の修正に伴う修正																			
4-5	第4章 第1節	第1 情報の収集・伝達活動 8 福岡県と気象庁（福岡管区気象台）が共同して行う指定河川洪水予報 (2) 洪水予報の <u>種類</u> <u>洪水予報には警報・注意報があり、以下のときに発表する。</u> <table border="1" data-bbox="324 630 1052 1260"> <tr> <td rowspan="4">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> </table>	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	第1 情報の収集・伝達活動 8 福岡県と気象庁（福岡管区気象台）が共同して行う指定河川洪水予報 (2) 洪水予報の <u>名称と概要</u> <table border="1" data-bbox="1097 598 1814 1292"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で命の危険あり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>レベル4 氾濫危険警報</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>レベル3 氾濫警報</td> <td>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>レベル2 氾濫注意報</td> <td>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	概要	レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報	氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で命の危険あり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。	レベル3 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	防災気象情報の改訂等にかかる修正
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。																					
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																					
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																					
	洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																					
名称	概要																						
レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報	氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で命の危険あり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。																						
レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。																						
レベル3 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。																						
レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																						

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由																																				
4-5	第4章 第1節	<p>第1 情報の収集・伝達活動</p> <p>9 福岡県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報</p> <p>福岡県と気象庁は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第27条及び気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条に基づき共同して土砂災害警戒情報を作成・発表し関係機関へ通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</p> <p>(1) 目的</p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難情報の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。</p> <p>※ 土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに県と気象庁が共同して発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難情報の対象地区の範囲が十分かどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難情報の対象地域の拡大等の更なる措置を実施するものとする。</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報の特徴及び利用にあたっての留意点</p> <p>土砂災害に対する避難情報の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を判断材料にする。しかしながら、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではなく、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。</p>	<p>第1 情報の収集・伝達活動</p> <p>9 土砂災害警戒情報</p> <p>市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福岡県と福岡管区気象庁から共同で発表される。令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。</p>	<p>防災気象情報の改訂等にかかる修正</p>																																				
4-7	第4章 第1節	<p>第1 情報の収集・伝達活動</p> <p>12 警戒レベルを用いた防災情報</p> <table border="1" data-bbox="331 986 990 1455"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>住民等がとるべき行動</th> <th>行動を住民等に促す情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td>・災害への心構えを高める。</td> <td>・早期注意情報（警報級の可能性）</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>・避難に備え自らの避難行動を確認する。</td> <td>・洪水注意報 ・大雨注意報</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>・高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</td> <td>・高齢者等避難</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td>・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</td> <td>・避難指示</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td>・既に災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</td> <td>・緊急安全確保※ ※可能な範囲で発令</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	警戒レベル1	・災害への心構えを高める。	・早期注意情報（警報級の可能性）	警戒レベル2	・避難に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報	警戒レベル3	・高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	・高齢者等避難	警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難指示	警戒レベル5	・既に災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・緊急安全確保※ ※可能な範囲で発令	<p>第1 情報の収集・伝達活動</p> <p>12 警戒レベルを用いた防災情報</p> <table border="1" data-bbox="1086 986 1812 1391"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>住民等がとるべき行動</th> <th>行動を住民等に促す情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td>・災害への心構えを高める</td> <td>・早期注意情報（警報級の可能性）</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>・自らの行動を確認</td> <td>・レベル2大雨、土砂災害、氾濫、高潮注意報</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>・危険な場所から高齢者等は避難※2</td> <td>・高齢者等避難</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td>・危険な場所から全員避難</td> <td>・避難指示（注）</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td>・命の危険 直ちに安全確保！</td> <td>・緊急安全確保※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 市町村が災害の状況を確認して把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない ※2 警戒レベル3は高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである （注）避難指示は、令和3年の対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する</p>	警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	警戒レベル1	・災害への心構えを高める	・早期注意情報（警報級の可能性）	警戒レベル2	・自らの行動を確認	・レベル2大雨、土砂災害、氾濫、高潮注意報	警戒レベル3	・危険な場所から高齢者等は避難※2	・高齢者等避難	警戒レベル4	・危険な場所から全員避難	・避難指示（注）	警戒レベル5	・命の危険 直ちに安全確保！	・緊急安全確保※1	<p>避難情報に関するガイドラインの表記に合わせた修正及び防災気象情報の改訂等にかかる修正</p>
警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報																																						
警戒レベル1	・災害への心構えを高める。	・早期注意情報（警報級の可能性）																																						
警戒レベル2	・避難に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報																																						
警戒レベル3	・高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	・高齢者等避難																																						
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難指示																																						
警戒レベル5	・既に災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・緊急安全確保※ ※可能な範囲で発令																																						
警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報																																						
警戒レベル1	・災害への心構えを高める	・早期注意情報（警報級の可能性）																																						
警戒レベル2	・自らの行動を確認	・レベル2大雨、土砂災害、氾濫、高潮注意報																																						
警戒レベル3	・危険な場所から高齢者等は避難※2	・高齢者等避難																																						
警戒レベル4	・危険な場所から全員避難	・避難指示（注）																																						
警戒レベル5	・命の危険 直ちに安全確保！	・緊急安全確保※1																																						

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由																								
4-9	第4章 第1節	<p>第2 避難情報の発令、警戒区域の設定</p> <p>1 避難情報の発令</p> <p>(5) 避難情報の発令の判断基準</p> <p><u>避難情報を行う場合の判断基準を次のとおり定める。</u></p> <p>(洪水害)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令基準</th> <th>発令区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル3 高齢者等避難</td> <td> 1：水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 2：水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 当該河川上流に設置された他市町の水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合、又は水位が急激に上昇している場合 ② 当該河川流域において洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 </td> <td>当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 避難指示</td> <td> 1：水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合※1 2：水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合※1 ① 当該河川上流域に設置された他市町の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合、又は水位が急激に上昇している場合 ② 当該河川流域において洪水警報の危険度分布で「危険」（紫）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ※1 漏水・侵食等が発見された場合※1 4：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合※1 5：南畑・五ヶ山ダム、瑞梅寺ダム、猪野・鳴瀬ダムから異常洪水時防災操作の事前通知を受信した場合。※2 </td> <td> ※1 当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該ダム下流河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 </td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5 緊急安全確保</td> <td> 1：水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、今後の気象状況等から更に水位の上昇が見込まれ、越水・溢水のおそれがあるなど災害発生が切迫している場合※1 2：漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生が確認された場合※1 3：樋門・水門・排水機場等の施設の機能支障が発見された場合※1 4：決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）※2 5：氾濫発生情報が発表された場合※2 </td> <td> ※1 当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該地域 </td> </tr> </tbody> </table> <p>【留意すべき事項】 ※ 「平成21年7月中国・九州北部豪雨」時、市内各河川では、氾濫注意水位到達から氾濫危険水位到達までの時間が20分から40分と短時間で急激な上昇を示した状況もあることから、避難情報は、水位・雨量情報や地域からの情報などの情報収集を迅速かつ的確に行い総合的に判断して発令する。 ※ 流域面積が小さな河川ほど水位の上昇が早く出するため、本川で氾濫注意水位に達した時刻に支川の流域で避難情報を発令する場合がある。</p>	区分	発令基準	発令区域	警戒レベル3 高齢者等避難	1：水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 2：水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 当該河川上流に設置された他市町の水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合、又は水位が急激に上昇している場合 ② 当該河川流域において洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域	警戒レベル4 避難指示	1：水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合※1 2：水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合※1 ① 当該河川上流域に設置された他市町の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合、又は水位が急激に上昇している場合 ② 当該河川流域において洪水警報の危険度分布で「危険」（紫）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ※1 漏水・侵食等が発見された場合※1 4：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合※1 5：南畑・五ヶ山ダム、瑞梅寺ダム、猪野・鳴瀬ダムから異常洪水時防災操作の事前通知を受信した場合。※2	※1 当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該ダム下流河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域	警戒レベル5 緊急安全確保	1：水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、今後の気象状況等から更に水位の上昇が見込まれ、越水・溢水のおそれがあるなど災害発生が切迫している場合※1 2：漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生が確認された場合※1 3：樋門・水門・排水機場等の施設の機能支障が発見された場合※1 4：決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）※2 5：氾濫発生情報が発表された場合※2	※1 当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該地域	<p>第2 避難情報の発令、警戒区域の設定</p> <p>1 避難情報の発令</p> <p>(5) 避難情報の発令の判断基準</p> <p><u>避難情報は、以下の発令基準を基本としつつ、水位・雨量情報（推定・予測情報含む）や地域、防災関係機関からの情報などを踏まえ、総合的に判断して発令するものとする。</u></p> <p>(洪水害)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令基準</th> <th>発令区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル3 高齢者等避難</td> <td> 1：洪水予報河川又は水位周知河川の水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 2：洪水予報河川又は水位周知河川の水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③を考慮し、急激な水位上昇のおそれがあると見込まれる場合 ① 当該河川上流に設置された他市町の水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ② 当該河川流域において洪水キキクルで「警戒」（赤）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 </td> <td>当該河川及び周辺中小河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 避難指示</td> <td> 1：洪水予報河川又は水位周知河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合※1 2：洪水予報河川又は水位周知河川の水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の①～③を考慮し、急激な水位上昇のおそれがあると見込まれる場合※1 ① 当該河川上流域に設置された他市町の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ② 当該河川流域において洪水キキクルで「危険」（紫）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：洪水予報河川又は水位周知河川における漏水・侵食等が発見された場合※1 4：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合※1 5：南畑・五ヶ山ダム、瑞梅寺ダム、猪野・鳴瀬ダムから異常洪水時防災操作の事前通知を受信した場合※2 </td> <td> ※1 当該河川及び周辺中小河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該ダム下流河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 </td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5 緊急安全確保</td> <td> 1：洪水予報河川又は水位周知河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、今後の気象状況等から更に水位の上昇が見込まれ、越水・溢水のおそれがあるなど災害発生が切迫している場合※1 2：洪水予報河川又は水位周知河川における漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生が確認された場合※1 3：洪水予報河川又は水位周知河川における樋門・水門・排水機場等の施設の機能支障が発見された場合※1 4：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）で、甚大な被害が予想される場合※2 5：レベル5氾濫特別警報が発表された場合※2 </td> <td> ※1 当該河川及び周辺中小河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該地域 </td> </tr> </tbody> </table> <p>削除</p>	区分	発令基準	発令区域	警戒レベル3 高齢者等避難	1：洪水予報河川又は水位周知河川の水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 2：洪水予報河川又は水位周知河川の水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③を考慮し、急激な水位上昇のおそれがあると見込まれる場合 ① 当該河川上流に設置された他市町の水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ② 当該河川流域において洪水キキクルで「警戒」（赤）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	当該河川及び周辺中小河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域	警戒レベル4 避難指示	1：洪水予報河川又は水位周知河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合※1 2：洪水予報河川又は水位周知河川の水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の①～③を考慮し、急激な水位上昇のおそれがあると見込まれる場合※1 ① 当該河川上流域に設置された他市町の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ② 当該河川流域において洪水キキクルで「危険」（紫）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：洪水予報河川又は水位周知河川における漏水・侵食等が発見された場合※1 4：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合※1 5：南畑・五ヶ山ダム、瑞梅寺ダム、猪野・鳴瀬ダムから異常洪水時防災操作の事前通知を受信した場合※2	※1 当該河川及び周辺中小河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該ダム下流河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域	警戒レベル5 緊急安全確保	1：洪水予報河川又は水位周知河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、今後の気象状況等から更に水位の上昇が見込まれ、越水・溢水のおそれがあるなど災害発生が切迫している場合※1 2：洪水予報河川又は水位周知河川における漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生が確認された場合※1 3：洪水予報河川又は水位周知河川における樋門・水門・排水機場等の施設の機能支障が発見された場合※1 4：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）で、甚大な被害が予想される場合※2 5：レベル5氾濫特別警報が発表された場合※2	※1 当該河川及び周辺中小河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該地域	<p>防災気象情報の改訂等にかかる修正</p>
区分	発令基準	発令区域																										
警戒レベル3 高齢者等避難	1：水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 2：水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 当該河川上流に設置された他市町の水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合、又は水位が急激に上昇している場合 ② 当該河川流域において洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域																										
警戒レベル4 避難指示	1：水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合※1 2：水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合※1 ① 当該河川上流域に設置された他市町の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合、又は水位が急激に上昇している場合 ② 当該河川流域において洪水警報の危険度分布で「危険」（紫）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ※1 漏水・侵食等が発見された場合※1 4：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合※1 5：南畑・五ヶ山ダム、瑞梅寺ダム、猪野・鳴瀬ダムから異常洪水時防災操作の事前通知を受信した場合。※2	※1 当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該ダム下流河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域																										
警戒レベル5 緊急安全確保	1：水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、今後の気象状況等から更に水位の上昇が見込まれ、越水・溢水のおそれがあるなど災害発生が切迫している場合※1 2：漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生が確認された場合※1 3：樋門・水門・排水機場等の施設の機能支障が発見された場合※1 4：決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）※2 5：氾濫発生情報が発表された場合※2	※1 当該河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該地域																										
区分	発令基準	発令区域																										
警戒レベル3 高齢者等避難	1：洪水予報河川又は水位周知河川の水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 2：洪水予報河川又は水位周知河川の水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③を考慮し、急激な水位上昇のおそれがあると見込まれる場合 ① 当該河川上流に設置された他市町の水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ② 当該河川流域において洪水キキクルで「警戒」（赤）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	当該河川及び周辺中小河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域																										
警戒レベル4 避難指示	1：洪水予報河川又は水位周知河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合※1 2：洪水予報河川又は水位周知河川の水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の①～③を考慮し、急激な水位上昇のおそれがあると見込まれる場合※1 ① 当該河川上流域に設置された他市町の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ② 当該河川流域において洪水キキクルで「危険」（紫）が出現した場合 ③ 当該河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：洪水予報河川又は水位周知河川における漏水・侵食等が発見された場合※1 4：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合※1 5：南畑・五ヶ山ダム、瑞梅寺ダム、猪野・鳴瀬ダムから異常洪水時防災操作の事前通知を受信した場合※2	※1 当該河川及び周辺中小河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該ダム下流河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域																										
警戒レベル5 緊急安全確保	1：洪水予報河川又は水位周知河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、今後の気象状況等から更に水位の上昇が見込まれ、越水・溢水のおそれがあるなど災害発生が切迫している場合※1 2：洪水予報河川又は水位周知河川における漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生が確認された場合※1 3：洪水予報河川又は水位周知河川における樋門・水門・排水機場等の施設の機能支障が発見された場合※1 4：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）で、甚大な被害が予想される場合※2 5：レベル5氾濫特別警報が発表された場合※2	※1 当該河川及び周辺中小河川の洪水浸水想定区域を含む町丁目単位の地域 ※2 当該地域																										

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由																								
4-10	第4章 第1節	<p>第2 避難情報の発令、警戒区域の設定</p> <p>1 避難情報の発令</p> <p>(5) 避難情報の発令の判断基準</p> <p>(土砂災害)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令基準</th> <th>発令区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル3 高齢者等避難</td> <td> 1:大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」において、実況又は2時間後までの予想で「警戒」（赤）が出現した場合 2:大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 3:高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。 </td> <td><記載省略></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 避難指示</td> <td> 1:土砂災害警戒情報が発表された場合※1 2:「福岡県土砂災害危険度情報」において、2時間後までの予想で「非常に危険」（紫）が出現した場合※1 3:土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合※2 </td> <td><記載省略></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5 緊急安全確保</td> <td> 1:大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合※1 2:土砂災害が発生した場合※2 </td> <td><記載省略></td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令基準	発令区域	警戒レベル3 高齢者等避難	1:大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」において、実況又は2時間後までの予想で「警戒」（赤）が出現した場合 2:大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 3:高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。	<記載省略>	警戒レベル4 避難指示	1:土砂災害警戒情報が発表された場合※1 2:「福岡県土砂災害危険度情報」において、2時間後までの予想で「非常に危険」（紫）が出現した場合※1 3:土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合※2	<記載省略>	警戒レベル5 緊急安全確保	1:大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合※1 2:土砂災害が発生した場合※2	<記載省略>	<p>第2 避難情報の発令、警戒区域の設定</p> <p>1 避難情報の発令</p> <p>(5) 避難情報の発令の判断基準</p> <p>(土砂災害)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令基準</th> <th>発令区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル3 高齢者等避難</td> <td> 1:レベル3土砂災害警報が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が警戒レベル3相当となった場合 2:高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の発表）が予想されている場合） </td> <td><記載省略></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 避難指示</td> <td> 1:レベル4土砂災害危険警報が発表され※1、かつ土砂災害の危険度分布が警戒レベル4相当となった場合 2:避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 3:土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合※2 </td> <td><記載省略></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5 緊急安全確保</td> <td> 1:レベル5土砂災害特別警報が発表された場合※1 2:土砂災害が発生した場合※2 </td> <td><記載省略></td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令基準	発令区域	警戒レベル3 高齢者等避難	1:レベル3土砂災害警報が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が警戒レベル3相当となった場合 2:高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の発表）が予想されている場合）	<記載省略>	警戒レベル4 避難指示	1:レベル4土砂災害危険警報が発表され※1、かつ土砂災害の危険度分布が警戒レベル4相当となった場合 2:避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 3:土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合※2	<記載省略>	警戒レベル5 緊急安全確保	1:レベル5土砂災害特別警報が発表された場合※1 2:土砂災害が発生した場合※2	<記載省略>	防災気象情報の改訂等にかかる修正
区分	発令基準	発令区域																										
警戒レベル3 高齢者等避難	1:大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」において、実況又は2時間後までの予想で「警戒」（赤）が出現した場合 2:大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 3:高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。	<記載省略>																										
警戒レベル4 避難指示	1:土砂災害警戒情報が発表された場合※1 2:「福岡県土砂災害危険度情報」において、2時間後までの予想で「非常に危険」（紫）が出現した場合※1 3:土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合※2	<記載省略>																										
警戒レベル5 緊急安全確保	1:大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合※1 2:土砂災害が発生した場合※2	<記載省略>																										
区分	発令基準	発令区域																										
警戒レベル3 高齢者等避難	1:レベル3土砂災害警報が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が警戒レベル3相当となった場合 2:高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の発表）が予想されている場合）	<記載省略>																										
警戒レベル4 避難指示	1:レベル4土砂災害危険警報が発表され※1、かつ土砂災害の危険度分布が警戒レベル4相当となった場合 2:避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風や前線等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 3:土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合※2	<記載省略>																										
警戒レベル5 緊急安全確保	1:レベル5土砂災害特別警報が発表された場合※1 2:土砂災害が発生した場合※2	<記載省略>																										
4-10	第4章 第1節	<p>第2 避難情報の発令、警戒区域の設定</p> <p>1 避難情報の発令</p> <p>(5) 避難情報の発令の判断基準</p> <p>(高潮)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令基準</th> <th>発令区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル3 高齢者等避難</td> <td> 1:高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 2:高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 3:「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性が高い旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合 </td> <td><記載省略></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 避難指示</td> <td> 1:高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 2:高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨に言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 3:高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合 </td> <td><記載省略></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5 緊急安全確保</td> <td> 1:水門・陸間(りっこう)等の異常が確認された場合※1 2:潮位が「危険潮位(T.P.+1.9m)」を超え、浸水が発生したと推測される場合※2 3:海岸堤防等が倒壊した場合※3 4:異常な越波・越流が発生した場合※3 5:水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合※3 </td> <td><記載省略></td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令基準	発令区域	警戒レベル3 高齢者等避難	1:高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 2:高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 3:「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性が高い旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	<記載省略>	警戒レベル4 避難指示	1:高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 2:高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨に言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 3:高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合	<記載省略>	警戒レベル5 緊急安全確保	1:水門・陸間(りっこう)等の異常が確認された場合※1 2:潮位が「危険潮位(T.P.+1.9m)」を超え、浸水が発生したと推測される場合※2 3:海岸堤防等が倒壊した場合※3 4:異常な越波・越流が発生した場合※3 5:水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合※3	<記載省略>	<p>第2 避難情報の発令、警戒区域の設定</p> <p>1 避難情報の発令</p> <p>(5) 避難情報の発令の判断基準</p> <p>(高潮)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令基準</th> <th>発令区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル3 高齢者等避難</td> <td> 1:レベル3高潮警報が発表された場合 2:レベル2高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本市にかかると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれる場合 3:台風等の接近により、夜間から明け方に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合（時系列情報で夜間から明け方にレベル3高潮警報の発表が予想される場合） </td> <td><記載省略></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4 避難指示</td> <td> 1:レベル4高潮危険警報が発表された場合 2:台風等の接近により、夜間から明け方に避難指示を発令するような状況が想定される場合（時系列情報で夜間から明け方にレベル4高潮危険警報の発表が予想される場合） </td> <td><記載省略></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5 緊急安全確保</td> <td> 1:堤防の決壊、越水・溢水、背後地の浸水、水門・陸間(りっこう)等の施設の機能支障に起因する氾濫が切迫・発生している場合※1 2:水位が氾濫発生水位または潮位が氾濫発生潮位に到達した場合※2 3:直近の高潮予測により、水位が氾濫発生水位または潮位が氾濫発生潮位にすでに到達していると思われる場合※2 4:水位周知海岸において、レベル5高潮氾濫発生情報が発表された場合※3 </td> <td><記載省略></td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令基準	発令区域	警戒レベル3 高齢者等避難	1:レベル3高潮警報が発表された場合 2:レベル2高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本市にかかると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれる場合 3:台風等の接近により、夜間から明け方に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合（時系列情報で夜間から明け方にレベル3高潮警報の発表が予想される場合）	<記載省略>	警戒レベル4 避難指示	1:レベル4高潮危険警報が発表された場合 2:台風等の接近により、夜間から明け方に避難指示を発令するような状況が想定される場合（時系列情報で夜間から明け方にレベル4高潮危険警報の発表が予想される場合）	<記載省略>	警戒レベル5 緊急安全確保	1:堤防の決壊、越水・溢水、背後地の浸水、水門・陸間(りっこう)等の施設の機能支障に起因する氾濫が切迫・発生している場合※1 2:水位が氾濫発生水位または潮位が氾濫発生潮位に到達した場合※2 3:直近の高潮予測により、水位が氾濫発生水位または潮位が氾濫発生潮位にすでに到達していると思われる場合※2 4:水位周知海岸において、レベル5高潮氾濫発生情報が発表された場合※3	<記載省略>	防災気象情報の改訂等にかかる修正
区分	発令基準	発令区域																										
警戒レベル3 高齢者等避難	1:高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 2:高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 3:「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性が高い旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	<記載省略>																										
警戒レベル4 避難指示	1:高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 2:高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨に言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 3:高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合	<記載省略>																										
警戒レベル5 緊急安全確保	1:水門・陸間(りっこう)等の異常が確認された場合※1 2:潮位が「危険潮位(T.P.+1.9m)」を超え、浸水が発生したと推測される場合※2 3:海岸堤防等が倒壊した場合※3 4:異常な越波・越流が発生した場合※3 5:水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合※3	<記載省略>																										
区分	発令基準	発令区域																										
警戒レベル3 高齢者等避難	1:レベル3高潮警報が発表された場合 2:レベル2高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本市にかかると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれる場合 3:台風等の接近により、夜間から明け方に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合（時系列情報で夜間から明け方にレベル3高潮警報の発表が予想される場合）	<記載省略>																										
警戒レベル4 避難指示	1:レベル4高潮危険警報が発表された場合 2:台風等の接近により、夜間から明け方に避難指示を発令するような状況が想定される場合（時系列情報で夜間から明け方にレベル4高潮危険警報の発表が予想される場合）	<記載省略>																										
警戒レベル5 緊急安全確保	1:堤防の決壊、越水・溢水、背後地の浸水、水門・陸間(りっこう)等の施設の機能支障に起因する氾濫が切迫・発生している場合※1 2:水位が氾濫発生水位または潮位が氾濫発生潮位に到達した場合※2 3:直近の高潮予測により、水位が氾濫発生水位または潮位が氾濫発生潮位にすでに到達していると思われる場合※2 4:水位周知海岸において、レベル5高潮氾濫発生情報が発表された場合※3	<記載省略>																										

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由																																																																																																																																																
4-11	第4章 第1節	<p>第2 避難情報の発令、警戒区域の設定</p> <p>1 避難情報の発令</p> <p>(5) 避難情報の発令の判断基準</p> <p>(内水)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令基準</th> <th>発令区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td>避難指示 1：水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた状態で、当該下水道流域において大雨警報（浸水警）の危険度分布で「危険」（紫）が出現により、急激な水位上昇のおそれがある場合</td> <td><記載省略></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td>緊急安全確保 <記載省略></td> <td><記載省略></td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令基準	発令区域	警戒レベル4	避難指示 1：水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた状態で、当該下水道流域において大雨警報（浸水警）の危険度分布で「危険」（紫）が出現により、急激な水位上昇のおそれがある場合	<記載省略>	警戒レベル5	緊急安全確保 <記載省略>	<記載省略>	<p>第2 避難情報の発令、警戒区域の設定</p> <p>1 避難情報の発令</p> <p>(5) 避難情報の発令の判断基準</p> <p>(内水)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令基準</th> <th>発令区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td>避難指示 1：レベル4大雨危険警報が発表され、水位周知下水道の水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた状態で、当該水位周知下水道流域に浸水キキクルで「危険」（紫）が出現したことに加え、急激な水位上昇のおそれがある場合 2：レベル4大雨危険警報が発表され、浸水キキクルで「危険」（紫）が出現したことに加え、避難指示の発令が必要となるような内水氾濫が発生するおそれがある場合</td> <td><記載省略></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td>緊急安全確保 <記載省略></td> <td><記載省略></td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令基準	発令区域	警戒レベル4	避難指示 1：レベル4大雨危険警報が発表され、水位周知下水道の水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた状態で、当該水位周知下水道流域に浸水キキクルで「危険」（紫）が出現したことに加え、急激な水位上昇のおそれがある場合 2：レベル4大雨危険警報が発表され、浸水キキクルで「危険」（紫）が出現したことに加え、避難指示の発令が必要となるような内水氾濫が発生するおそれがある場合	<記載省略>	警戒レベル5	緊急安全確保 <記載省略>	<記載省略>	防災気象情報の改訂にかかる修正																																																																																																																														
区分	発令基準	発令区域																																																																																																																																																		
警戒レベル4	避難指示 1：水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた状態で、当該下水道流域において大雨警報（浸水警）の危険度分布で「危険」（紫）が出現により、急激な水位上昇のおそれがある場合	<記載省略>																																																																																																																																																		
警戒レベル5	緊急安全確保 <記載省略>	<記載省略>																																																																																																																																																		
区分	発令基準	発令区域																																																																																																																																																		
警戒レベル4	避難指示 1：レベル4大雨危険警報が発表され、水位周知下水道の水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた状態で、当該水位周知下水道流域に浸水キキクルで「危険」（紫）が出現したことに加え、急激な水位上昇のおそれがある場合 2：レベル4大雨危険警報が発表され、浸水キキクルで「危険」（紫）が出現したことに加え、避難指示の発令が必要となるような内水氾濫が発生するおそれがある場合	<記載省略>																																																																																																																																																		
警戒レベル5	緊急安全確保 <記載省略>	<記載省略>																																																																																																																																																		
4-12	第4章 第1節	<p>第2 避難情報の発令、警戒区域の設定</p> <p>1 避難情報の発令</p> <p>(5) 避難情報の発令の参考とする情報</p> <p>②その他の河川の基準水位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>水位観測所</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>危険氾濫水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">香椎川</td> <td>香椎川</td> <td>上香椎橋</td> <td></td> <td></td> <td>1.23m</td> <td>1.83m</td> </tr> <tr> <td>浜男川</td> <td>濱男橋</td> <td></td> <td></td> <td>1.17m</td> <td>1.73m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">御笠川</td> <td>那珂古川</td> <td>大津添橋</td> <td></td> <td></td> <td>2.50m</td> <td>3.10m</td> </tr> <tr> <td>那珂川</td> <td>若久川</td> <td>櫛橋付近</td> <td></td> <td>1.27m</td> <td>1.57m</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">樋井川</td> <td>桧原川</td> <td>前井出橋</td> <td></td> <td></td> <td>1.32m</td> <td>1.62m</td> </tr> <tr> <td>駄ヶ原川</td> <td>上篠子橋</td> <td></td> <td></td> <td>3.10m</td> <td>3.70m</td> </tr> <tr> <td>一本松川</td> <td>堤南橋</td> <td></td> <td></td> <td>1.70m</td> <td>2.30m</td> </tr> <tr> <td>片江川</td> <td>西ノ前橋</td> <td></td> <td></td> <td>3.00m</td> <td>3.60m</td> </tr> <tr> <td>室見川</td> <td>真島川</td> <td>下中嶋橋</td> <td></td> <td></td> <td>1.57m</td> <td>1.87m</td> </tr> <tr> <td>瑞梅寺川</td> <td>田尻川</td> <td>水受橋</td> <td></td> <td></td> <td>1.19m</td> <td>1.78m</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	危険氾濫水位	香椎川	香椎川	上香椎橋			1.23m	1.83m	浜男川	濱男橋			1.17m	1.73m	御笠川	那珂古川	大津添橋			2.50m	3.10m	那珂川	若久川	櫛橋付近		1.27m	1.57m	樋井川	桧原川	前井出橋			1.32m	1.62m	駄ヶ原川	上篠子橋			3.10m	3.70m	一本松川	堤南橋			1.70m	2.30m	片江川	西ノ前橋			3.00m	3.60m	室見川	真島川	下中嶋橋			1.57m	1.87m	瑞梅寺川	田尻川	水受橋			1.19m	1.78m	<p>第2 避難情報の発令、警戒区域の設定</p> <p>1 避難情報の発令</p> <p>(5) 避難情報の発令の参考とする情報</p> <p>②その他の河川の水位観測所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>水位観測所</th> <th>削除</th> <th>削除</th> <th>削除</th> <th>削除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">香椎川</td> <td>香椎川</td> <td>上香椎橋</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>浜男川</td> <td>濱男橋</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">御笠川</td> <td>那珂古川</td> <td>大津添橋</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>那珂川</td> <td>若久川</td> <td>櫛橋付近</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">樋井川</td> <td>桧原川</td> <td>前井出橋</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>駄ヶ原川</td> <td>上篠子橋</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一本松川</td> <td>堤南橋</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>片江川</td> <td>西ノ前橋</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>室見川</td> <td>真島川</td> <td>下中嶋橋</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>瑞梅寺川</td> <td>田尻川</td> <td>水受橋</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※水位変化や堤防高からの水位情報を参考情報として活用する。</p>	水系名	河川名	水位観測所	削除	削除	削除	削除	香椎川	香椎川	上香椎橋					浜男川	濱男橋					御笠川	那珂古川	大津添橋					那珂川	若久川	櫛橋付近				樋井川	桧原川	前井出橋					駄ヶ原川	上篠子橋					一本松川	堤南橋					片江川	西ノ前橋					室見川	真島川	下中嶋橋					瑞梅寺川	田尻川	水受橋					防災気象情報の改訂等にかかる修正
水系名	河川名	水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	危険氾濫水位																																																																																																																																														
香椎川	香椎川	上香椎橋			1.23m	1.83m																																																																																																																																														
	浜男川	濱男橋			1.17m	1.73m																																																																																																																																														
御笠川	那珂古川	大津添橋			2.50m	3.10m																																																																																																																																														
	那珂川	若久川	櫛橋付近		1.27m	1.57m																																																																																																																																														
樋井川	桧原川	前井出橋			1.32m	1.62m																																																																																																																																														
	駄ヶ原川	上篠子橋			3.10m	3.70m																																																																																																																																														
	一本松川	堤南橋			1.70m	2.30m																																																																																																																																														
	片江川	西ノ前橋			3.00m	3.60m																																																																																																																																														
室見川	真島川	下中嶋橋			1.57m	1.87m																																																																																																																																														
瑞梅寺川	田尻川	水受橋			1.19m	1.78m																																																																																																																																														
水系名	河川名	水位観測所	削除	削除	削除	削除																																																																																																																																														
香椎川	香椎川	上香椎橋																																																																																																																																																		
	浜男川	濱男橋																																																																																																																																																		
御笠川	那珂古川	大津添橋																																																																																																																																																		
	那珂川	若久川	櫛橋付近																																																																																																																																																	
樋井川	桧原川	前井出橋																																																																																																																																																		
	駄ヶ原川	上篠子橋																																																																																																																																																		
	一本松川	堤南橋																																																																																																																																																		
	片江川	西ノ前橋																																																																																																																																																		
室見川	真島川	下中嶋橋																																																																																																																																																		
瑞梅寺川	田尻川	水受橋																																																																																																																																																		
4-14	第4章 第1節	<p>第3 災害時の広報</p> <p>2 広報の方法</p> <p>(3) 報の手段</p> <p>③ 災害広報紙等の発行</p> <p>ア 災害状況等により必要な場合は、被害状況、応急対策状況、市民への留意事項、生活関連情報、復旧状況等を市民に周知するため、臨時広報紙を発行する。</p> <p>イ 災害広報紙は、避難所、その他避難者等の集まる場所で配布するほか、必要な場合は各住戸に配布する。</p>	<p>第3 災害時の広報</p> <p>2 広報の方法</p> <p>(3) 広報の手段</p> <p>③ 広報紙等の発行</p> <p>ア 災害状況等により必要な場合は、<u>広報紙等を活用し</u>、被害状況、応急対策状況、市民への留意事項、生活関連情報、復旧状況等を<u>市民に周知する</u>。</p> <p>イ <u>広報紙</u>は、避難所、その他避難者等の集まる場所で配布するほか、必要な場合は各住戸に配布する。</p>	文言の整理																																																																																																																																																

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由
4-19	第4章 第2節	<p>第2 警備・交通対策</p> <p>3 緊急通行車両等の確認等に関する手続</p> <p>(6) 申請書類</p> <p>ア 緊急通行車両確認申出書（緊急輸送車両確認申出書）・・・1通</p> <p>イ 自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「車検証等」という。）の写し・・・1通</p> <p>ウ 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類・・・1通</p> <p><u>(7)</u> 標章等の有効期限 交付の日から起算して5年後の日</p> <p><u>(8)</u> 標章及び証明書の記載事項変更</p> <p>ア 届出先</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察本部交通規制課 ○ 警察署 ○ 福岡県 <p>イ 記載事項変更に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書）・・・1通 ○ 交付した標章及び証明書 ○ 変更した事項を確かめる書類 <p><u>(9)</u> 標章及び証明書の再交付</p> <p>ア 届出先</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察本部交通規制課 ○ 警察署 ○ 福岡県 <p>イ 再交付に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急通行車両確認標章・証明書再交付申請出書・・・1通 ○ 残存する標章又は証明書 <p><u>(10)</u> 標章及び証明書の返納</p> <p>下記のいずれかに該当する場合は、警察本部、警察署又は福岡県が返納を受理する。</p> <p>ア 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき</p> <p>イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき</p> <p>ウ 標章及び証明書等の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき</p>	<p>第2 警備・交通対策</p> <p>3 緊急通行車両等の確認等に関する手続</p> <p>(6) 申請書類</p> <p>ア 緊急通行車両確認申出書（緊急輸送車両確認申出書）・・・1通</p> <p>イ 自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「車検証等」という。）の写し・・・1通</p> <p>ウ 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類・・・1通</p> <p><u>エ</u> <u>災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類</u>・・・1通</p> <p><u>(7)</u> <u>緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付を受けている車両の取扱い</u> <u>令和5年8月31日までの従前の規定により届出済証の交付を受けている車両の使用者から緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、届出済証の提出を求め、緊急通行車両確認申出書を作成させて確認し、標章及び証明書を交付するものとする。</u></p> <p><u>(8)</u> 標章等の有効期限 交付の日から起算して5年後の日</p> <p><u>(9)</u> 標章及び証明書の記載事項変更</p> <p>ア 届出先</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察本部交通規制課 ○ 警察署 ○ 福岡県 <p>イ 記載事項変更に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書）・・・1通 ○ 交付した標章及び証明書 ○ 変更した事項を確かめる書類 <p><u>(10)</u> 標章及び証明書の再交付</p> <p>ア 届出先</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察本部交通規制課 ○ 警察署 ○ 福岡県 <p>イ 再交付に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書（緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書）・・・1通 ○ 残存する標章又は証明書 <p><u>(11)</u> 標章及び証明書の返納</p> <p>下記のいずれかに該当する場合は、警察本部、警察署又は福岡県が返納を受理する。</p> <p>ア 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき</p> <p>イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき</p> <p>ウ 標章及び証明書等の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由
4-27	第4章 第3節	<p>第1 救出・救急対策 3 集団救急事故対策 風水害等により多数の傷病者が集団的に発生したとき、円滑な救急活動が遂行でき、傷病者を迅速に医療機関に搬送し、適切な救急医療が施されるよう関係機関と連絡、協調を図り、有効適切な救護、救命の措置を行う。 (1) 救急医療体制について 突発的に発生する集団救急事故に対し迅速かつ適正な医療を～</p>	<p>第1 救出・救急対策 3 多数傷病者災害対策 風水害等により多数の傷病者が集団的に発生したとき、円滑な救急活動が遂行でき、傷病者を迅速に医療機関に搬送し、適切な救急医療が施されるよう関係機関と連絡、協調を図り、有効適切な救護、救命の措置を行う。 (1) 救急医療体制について 突発的に発生する多数傷病者災害に対し迅速かつ適正な医療を～</p>	文言の修正
4-30	第4章 第3節	<p>第2 保健医療及び助産対策 1～9 <記載省略></p>	<p>第2 保健医療及び助産対策 1～9 <記載省略> <u>10 保健医療福祉調整本部の設置</u> 緊急医療調整チームは必要に応じて、区、保健医療福祉活動チーム（DMAT、JMAT、日本赤十字社救護班、DPAT、保健師班、栄養士班、DWAT等の保健医療福祉活動を行うチーム（県外から派遣されたチームを含む。）をいう。）、その他の保健医療福祉活動に係る関係機関との情報連携等を行うため、保健医療福祉調整本部を設置する。その場合の、本部の組織及び運営については、「福岡市保健医療福祉調整本部設置要綱」の定めるところによる。</p>	防災基本計画の修正及び体制変更に伴う修正
4-32 4-33	第4章 第4節	<p>第2 避難所の開設 2 開設の手順 (1) 災害が発生する恐れがある場合又は災害が発生し、住民の避難が必要であるときは、災害対策本部室又は区災害対策本部が、施設管理者の了解を得て、区災害対策本部が解錠ができる者へ連絡を取りその協力を得て、開設する。その際、避難所の生活環境を良好なものにするため、各避難所別のゾーニングに基づき、避難開設当初からパーティションや簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。 (2)～(5) <記載省略></p>	<p>第2 避難所の開設 2 開設の手順 (1) 災害が発生する恐れがある場合又は災害が発生し、住民の避難が必要であるときは、災害対策本部室又は区災害対策本部が、施設管理者の了解を得て、区災害対策本部が解錠ができる者へ連絡を取りその協力を得て、開設する。その際、避難所の生活環境を良好なものにするため、各避難所別のゾーニングに基づき、避難所開設当初から<u>プライバシー確保のためのパーティションや簡易ベッドを設置し、栄養バランスのとれた温かい食事を提供できるように、炊き出しに利用できる施設等の場所、調理器具や食料を確保するよう努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等を把握し、必要な対策を講ずるよう努めものとする。</u> (2)～(5) <記載省略> (6) <u>避難所開設後、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを福岡県に報告する。</u></p>	防災基本計画の修正に伴う修正

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由
4-33 4-34	第4章 第4節	<p>第3 避難所の運営</p> <p>避難所の運営は、区災害対策本部、施設管理者、自主防災組織、避難者、ボランティア等の相互協力により行う。その際、男女のニーズの違い等、男女双方の視点や性的マイノリティ、高齢者、障がい者並びに外国人の視点にも十分配慮するものとし、避難者の過密抑制など避難所における感染症対策に留意する。また、避難所における温かい食事の提供に努めるとともに、災害対応支援システム等を活用して避難所運営の効率化を図る。</p> <p>1 運営体制</p> <p>(4) 地域による自主運営組織</p> <p>区災害対策本部は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、地域による自主運営組織に早期に移行できるよう、自治協議会など地域に働きかけるとともに、「避難所サポートチーム・福岡」等のボランティアと協力し、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>また、女性の視点や声を反映させるため、運営体制への女性の参画を図る。</p> <p>3 運営</p> <p>(2) 避難所運営上の留意点</p> <p>① プライバシーの確保や高齢者・女性など様々な視点を取り入れた避難所運営、男女別の更衣室や仮設トイレ、物干し場の確保、乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保</p>	<p>第3 避難所の運営</p> <p>避難所の運営は、区災害対策本部、施設管理者、自主防災組織、避難者、ボランティア等の相互協力により行う。その際、男女のニーズの違い等、男女双方の視点や性的マイノリティ、高齢者、障がい者並びに外国人の視点にも十分配慮し、<u>こども・若者の居場所の確保に努め</u>、避難者の過密抑制など避難所における感染症対策に留意する。また、避難所における温かい食事の提供に努めるとともに、災害対応支援システム等を活用して避難所運営の効率化を図る。</p> <p>1 運営体制</p> <p>(4) 地域による自主運営組織</p> <p>区災害対策本部は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、地域による自主運営組織に早期に移行できるよう、自治協議会など地域に働きかけるとともに、「避難所サポートチーム・福岡」等のボランティアと協力し、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>また、女性や子育てで家庭の視点や声を反映させるため、運営体制への女性や子育てで家庭の参画を図る。</p> <p>3 運営</p> <p>(2) 避難所運営上の留意点</p> <p>① プライバシーの確保や高齢者・女性など様々な視点を取り入れた避難所運営、男女別の更衣室や仮設トイレ、物干し場の確保、乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保、<u>キッズスペースや学習スペースの確保</u></p>	防災基本計画の修正に伴う修正
4-34	第4章 第4節	<p>第4 福祉避難所（資料編Ⅲ-53頁）</p> <p>避難所での生活が困難な要配慮者を二次避難させるため、予め市と協定を締結した社会福祉施設、及び特別支援学校の中から、必要に応じ福祉避難所として開設し、生活支援を行う。</p> <p>1 福祉避難所の役割</p> <p>災害が発生し避難を必要とする場合は、一時避難所又は収容避難所に避難する。福祉避難所は、避難所での生活が困難な要配慮者及びその家族の二次的な避難施設としての役割を担う。</p> <p>2 福祉避難所の充実・強化</p> <p>民間の社会福祉施設等の福祉避難所としての活用について、さらなる充実を図ることとし、福祉避難所の指定に際して、当該施設管理者と協定を締結する。</p>	<p>第4 福祉避難所（資料編Ⅲ-53頁）</p> <p>避難所での生活が困難な要配慮者を二次避難させるため、予め市と協定を締結した社会福祉施設等、及び特別支援学校の中から、必要に応じ福祉避難所として開設し、生活支援を行う。</p> <p>1 福祉避難所の役割</p> <p>災害が発生し避難を必要とする場合は、一時避難所又は収容避難所に避難する。福祉避難所は、避難所での生活が困難な要配慮者及びその家族の二次的な避難施設としての役割を担う。<u>ただし、事前に福祉避難所での受入れが決まっている要配慮者とその家族は、指定された福祉避難所へ直接避難する。</u></p> <p>2 福祉避難所の充実・強化</p> <p>民間の社会福祉施設等の福祉避難所としての活用について、さらなる充実を図ることとし、福祉避難所の確保に際して、当該施設管理者と協定を締結する。</p>	文言の整理
4-35	第4章 第4節	<p>第5 要配慮者対策</p> <p>2 要配慮者への配慮の基本</p> <p>(2) 地域住民等との協力</p> <p>要配慮者への配慮は、本市災害対策本部、各関係機関が実施するほか、自治協議会など地域住民、ボランティア、福岡県 DWAT（災害派遣福祉チーム）などの協力を得て行う。</p>	<p>第5 要配慮者対策</p> <p>2 要配慮者への配慮の基本</p> <p>(2) 地域住民等との協力</p> <p>要配慮者への配慮は、本市災害対策本部、各関係機関が実施するほか、自治協議会など地域住民、ボランティア、DWAT（災害派遣福祉チーム）などの協力を得て行う。</p>	文言の修正

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由
4-37	第4章 第4節	第7 防疫・保健衛生対策 2 防疫 (2) 防疫班の業務及び実施の方法 ②避難所の防疫・衛生指導 オ 消毒薬等（次亜塩素酸ソーダ、逆性石けん、マスク、殺虫剤）の使用指導	第7 防疫・保健衛生対策 2 防疫 (2) 防疫班の業務及び実施の方法 ②避難所の防疫・衛生指導 オ 消毒薬等（次亜塩素酸ナトリウム、消毒用アルコール、マスク、殺虫剤）の使用指導	文言の修正
4-37	第4章 第4節	第7 防疫・保健衛生対策 1 防疫態勢の強化 災害時における防疫措置徹底を図るため、福岡市災害対策本部の設置後、県、日赤及び医師会等の関係機関と連携を図りながら、災害防疫活動態勢の強化及び情報連絡ならびに周知の徹底を図る。	第7 防疫・保健衛生対策 1 防疫態勢の強化 災害時における防疫措置徹底を図るため、福岡市災害対策本部の設置後、県、日赤及び医師会、薬剤師会等の関係機関と連携を図りながら、災害防疫活動態勢の強化及び情報連絡ならびに周知の徹底を図る。	文言の整理
4-57	第4章 第6節	第6 石油事故対策 1 陸上における危険物当の事故対策計画 (4) 災害予防に関する事項 ⑤ 液化石油ガスに対する処置 液化石油ガスの施設については、国又は県において、法令上の規制を行うとともに定期的に査察を実施し、災害防止の徹底を図る。	第6 石油事故対策 1 陸上における危険物当の事故対策計画 (4) 災害予防に関する事項 ⑤ 液化石油ガスに対する処置 液化石油ガスの施設については、国又は県と連携し、法令上の規制を行うとともに定期的に査察を実施し、災害防止の徹底を図る。	文言の整理
5-6	第5章 第2節	第1 情報連絡体制 1 情報連絡対策の概要 (3) 通信手段の確保 ④防災情報カメラシステム等 防災情報カメラシステム、ヘリコプターテレビ電送システム、指揮支援システムの映像伝送により市内の被害状況を伝達する。	第1 情報連絡体制 1 情報連絡対策の概要 (3) 通信手段の確保 ④防災情報カメラシステム等 防災情報カメラシステム、ヘリコプターテレビ電送システムの映像伝送により市内の被害状況を伝達するとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
5-7	第5章 第2節	第2 情報の収集・伝達活動 1 情報収集 (1) 緊急地震速報、地震情報、津波警報等、津波情報、津波予報、南海トラフ地震に関する情報 ① 気象庁の情報 ア 緊急地震速報 (中略) なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。	第2 情報の収集・伝達活動 1 情報収集 (1) 緊急地震速報、地震情報、津波警報等、津波情報、津波予報、南海トラフ地震に関する情報 ① 気象庁の情報 ア 緊急地震速報 (中略) なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。	現在の運用に合わせた修正

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由
5-11	第5章 第2節	<p>第2 情報の収集・伝達活動</p> <p>1 情報収集</p> <p>(1) 緊急地震速報、地震情報、津波警報等、津波情報、津波予報、南海トラフ地震に関する情報</p> <p>① 気象庁の情報</p> <p>オ 津波情報</p> <p>沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。 以下表</p>	<p>第2 情報の収集・伝達活動</p> <p>1 情報収集</p> <p>(1) 緊急地震速報、地震情報、津波警報等、津波情報、津波予報、南海トラフ地震に関する情報</p> <p>① 気象庁の情報</p> <p>オ 津波情報</p> <p>沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 表削除</p>	現在の運用に合わせた修正
5-15	第5章 第2節	<p>第2 情報の収集・伝達活動</p> <p>3 情報の処理</p> <p>(1) 災害対策本部室</p> <p>①～③ <記載省略></p>	<p>第2 情報の収集・伝達活動</p> <p>3 情報の処理</p> <p>(1) 災害対策本部室</p> <p>①～③ <記載省略></p> <p>④新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用して関係省庁に被害情報等を連絡する。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正
5-18	第5章 第2節	<p>第4 災害時の広報</p> <p>2 広報の方法</p> <p>(3) 広報の手段</p> <p>③ 災害広報紙等の発行</p> <p>ア 災害状況等により必要な場合は、被害状況、応急対策状況、市民への留意事項、生活関連情報、復旧状況等を市民に周知するため、臨時広報紙を発行する。</p> <p>イ 災害広報紙は、避難所、その他避難者等の集まる場所で配布するほか、必要な場合は各住戸に配布する。</p>	<p>第4 災害時の広報</p> <p>2 広報の方法</p> <p>(3) 広報の手段</p> <p>③ 広報紙等の発行</p> <p>ア 災害状況等により必要な場合は、広報紙等を活用し、被害状況、応急対策状況、市民への留意事項、生活関連情報、復旧状況等を市民に周知する。</p> <p>イ 広報紙は、避難所、その他避難者等の集まる場所で配布するほか、必要な場合は各住戸に配布する。</p>	文言の整理

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由
5-23	第5章 第3節	<p>第2 警備・交通対策 2 道路の交通規制 (1) 道路交通情報の交換 市内の道路被害情報、応急復旧情報、緊急輸送状況等について警察と密接な連絡をとる。警察が実施する交通規制及び市域外からの緊急輸送の状況について情報を入手する。</p> <p>(2) 交通規制等 ② 警察（公安委員会）による交通規制等 福岡県公安委員会は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定し、緊急通行車両や規制除外車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限する。この道路の区域又は区間を「緊急交通路」という。</p> <p>(3) 緊急輸送車両の確認等に関する手続 福岡県知事又は福岡県公安委員会は、地震発生後又は地震発生前において、大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項又は第2項の規定に基づく確認を実施するものとする。</p> <p>① 申請先 ア～イ<記載省略></p> <p>② 申請書類 ア 緊急輸送車両確認申出書 ※ 福岡県警察ホームページの交通部交通規制課「大規模災害等が発生した場合の交通規制について」に記載 イ 自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「車検証等」という。）の写し ウ 申出に係る車両が、緊急輸送を行うものであることを確かめるに足りる書類等</p> <p>エ 大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項又は第2項の申出である場合にあつては、申出に係る車両が、地震防災応急対策を実施しなければならない者であることを確かめるに足りる書類</p> <p>③ 標章等の記載事項変更 ア 届出先 ○ 警察本部交通規制課 ○ 警察署 ○ 福岡県 イ 記載事項変更に必要な書類 <記載省略></p> <p>④ 標章及び証明書の再交付 ア 届出先 ○ 警察本部交通規制課 ○ 警察署 ○ 福岡県 イ 記載事項変更に必要な書類 <記載省略></p> <p>⑤ 標章及び証明書の返納 <記載省略></p>	<p>第2 警備・交通対策 2 道路の交通規制 (1) 道路交通情報の共有 市内の道路被害情報、応急復旧情報、緊急輸送状況等について警察と密接な連絡をとるとともに、警察が実施する交通規制及び市域外からの緊急輸送の状況について情報を共有する。</p> <p>(2) 交通規制等 ② 警察（公安委員会）による交通規制等 福岡県公安委員会は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるために緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定し、緊急通行車両等以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限する。この道路の区域又は区間を「緊急交通路」という。</p> <p>(3) 緊急輸送車両の確認等に関する手続 福岡県知事又は福岡県公安委員会は、地震発生後又は地震発生前において、大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項又は第2項の規定に基づく確認を実施するものとする。</p> <p>① 申請先 ア～イ<記載省略></p> <p>② 申請書類 ア 緊急輸送車両確認申出書 …1通 ※ 福岡県警察ホームページの交通部交通規制課「大規模災害等が発生した場合の交通規制について」に記載 イ 自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「車検証等」という。）の写し …1通 ウ 申出に係る車両が、緊急輸送を行うものであることを確かめるに足りる書類等 エ 大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項又は第2項の申出である場合にあつては、申出に係る車両が、地震防災応急対策を実施しなければならない者であることを確かめるに足りる書類 …1通</p> <p>③ 標章等の記載事項変更 ア 届出先 ○ 警察本部交通規制課 ○ 警察署 ○ 福岡県 (総務部防災危機管理局防災企画課又は農林事務所) イ 記載事項変更に必要な書類 <記載省略></p> <p>④ 標章及び証明書の再交付 ア 届出先 ○ 警察本部交通規制課 ○ 警察署 ○ 福岡県 (総務部防災危機管理局防災企画課又は農林事務所) イ 記載事項変更に必要な書類 <記載省略></p> <p>⑤ 標章及び証明書の返納 <記載省略></p>	<p>文言の整理</p>

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由
5-26	第5章 第3節	<p>第3 緊急輸送対策 3 輸送ルートの確保 (1) 陸上交通の確保 ③道路の啓開 イ 道路啓開の優先順位 原則として、「<u>福岡県地域防災計画</u>」において位置付けられている「啓開道路」のうち市関係道路を最優先し、以下、緊急輸送道路ネットワークの<u>路線</u>のうち、第1次<u>路線</u>、第2次<u>路線</u>、第3次<u>路線</u>とする。なお、市外の道路状況、市内の被害状況により、適宜輸送路を確保し、啓開に当たっては、警察等関係機関と協議して行う。</p>	<p>第3 緊急輸送対策 3 輸送ルートの確保 (1) 陸上交通の確保 ③道路の啓開 イ 道路啓開の優先順位 原則として、「<u>福岡県道路啓開計画</u>」において位置付けられている「啓開道路」のうち市関係道路を最優先し、以下、緊急輸送道路ネットワークの<u>中から選定された道路啓開ルート</u>のうち、第1次<u>啓開ルート</u>、第2次<u>啓開ルート</u>、第3次<u>啓開ルート</u>とする。 なお、市外の道路状況、市内の被害状況により、適宜輸送路を確保し、啓開にあたっては、<u>国、県、警察等</u>の関係機関と協議して行う。</p>	福岡県道路啓開計画改定に伴う修正
5-34	第5章 第4節	<p>第3 応急医療救護 1～4<記載省略></p>	<p>第3 応急医療救護 1～4<記載省略> <u>5 保健医療福祉調整本部の設置</u> 緊急医療調整チームは必要に応じて、<u>区、保健医療福祉活動チーム（DMAT、JMAT、日本赤十字社救護班、DPAT、保健師班、栄養士班、DWAT等の保健医療福祉活動を行うチーム（県外から派遣されたチームを含む。）をいう。</u>）、その他の保健医療福祉活動に係る関係機関との情報連携等を行うため、<u>保健医療福祉調整本部を設置する。その場合の、本部の組織及び運営については、「福岡市保健医療福祉調整本部設置要綱」の定めるところによる。</u></p>	防災基本計画の修正及び体制変更に伴う修正
5-40	第5章 第5節	<p>第3 避難所の開設 1 避難所の開設 (2) 開設の手順 ①②<記載省略> ③ 避難所は、避難所運営職員、施設管理者及び地域が連携して開設する。その際、避難所の生活環境を良好なものにするため、各避難所別のゾーニングに基づき、避難開設当初からパーティションや簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。 ④<記載省略></p>	<p>第3 避難所の開設 1 避難所の開設 (2) 開設の手順 ①②<記載省略> ③ 避難所は、避難所運営職員、施設管理者及び地域が連携して開設する。その際、避難所の生活環境を良好なものにするため、各避難所別のゾーニングに基づき、<u>避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや簡易ベッドを設置し、栄養バランスのとれた温かい食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる施設等の場所、調理器具や食料を確保するよう努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等を把握し、必要な対策を講ずるよう努めるものとする。</u> ④<記載省略> ⑤<u>避難所開設後、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを福岡県に報告する。</u></p>	防災基本計画の修正に伴う修正

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由
5-40 5-41	第5章 第5節	<p>第4 避難所の運営</p> <p>避難所の運営は、区災害対策本部、施設管理者、自主防災組織、避難者、ボランティア等の相互協力により行う。その際、男女のニーズの違い等、男女双方の視点や性的マイノリティ、高齢者、障がい者並びに外国人の視点にも十分配慮するものとし、避難者の過密抑制など避難所における感染症対策に留意する。また、避難所における温かい食事の提供に努めるとともに、災害対応支援システム等を活用して避難所運営の効率化を図る。</p> <p>1 運営体制</p> <p>(3) 地域による自主運営組織</p> <p>区災害対策本部は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、地域による自主運営組織に早期に移行できるよう、自治協議会など地域に働きかけるとともに、「避難所サポートチーム・福岡」等のボランティアと協力し、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>また、女性の視点や声を反映させるため、運営体制への女性の参画を図る。</p> <p>3 運営</p> <p>(2) 避難所運営上の留意点</p> <p>① プライバシーの確保や高齢者・女性など様々な視点を取り入れた避難所運営、男女別の更衣室や仮設トイレ、物干し場の確保、乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保</p>	<p>第4 避難所の運営</p> <p>避難所の運営は、区災害対策本部、施設管理者、自主防災組織、避難者、ボランティア等の相互協力により行う。その際、男女のニーズの違い等、男女双方の視点や性的マイノリティ、高齢者、障がい者並びに外国人の視点にも十分配慮し、<u>こども・若者の居場所の確保に努め</u>、避難者の過密抑制など避難所における感染症対策に留意する。また、避難所における温かい食事の提供に努めるとともに、災害対応支援システム等を活用して避難所運営の効率化を図る。</p> <p>1 運営体制</p> <p>(3) 地域による自主運営組織</p> <p>区災害対策本部は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、地域による自主運営組織に早期に移行できるよう、自治協議会など地域に働きかけるとともに、「避難所サポートチーム・福岡」等のボランティアと協力し、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>また、女性や<u>子育て家庭</u>の視点や声を反映させるため、運営体制への女性や<u>子育て家庭</u>の参画を図る。</p> <p>3 運営</p> <p>(2) 避難所運営上の留意点</p> <p>① プライバシーの確保や高齢者・女性など様々な視点を取り入れた避難所運営、男女別の更衣室や仮設トイレ、物干し場の確保、乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保、<u>キッズスペースや学習スペースの確保</u></p>	防災基本計画の修正に伴う修正
5-42	第5章 第5節	<p>第5 福祉避難所</p> <p>1 福祉避難所の役割</p> <p>災害が発生し避難を必要とする場合は、一時避難所又は収容避難所に避難する。福祉避難所は、避難所での生活が困難な要配慮者及びその家族の二次的な避難施設としての役割を担う。</p>	<p>第5 福祉避難所</p> <p>1 福祉避難所の役割</p> <p>災害が発生し避難を必要とする場合は、一時避難所又は収容避難所に避難する。福祉避難所は、避難所での生活が困難な要配慮者及びその家族の二次的な避難施設としての役割を担う。<u>ただし、事前に福祉避難所での受入れが決まっている要配慮者とその家族は、指定された福祉避難所へ直接避難する。</u></p>	文言の整理
5-42	第5章 第5節	<p>第5 福祉避難所（資料編Ⅲ-53頁）</p> <p>2 福祉避難所の充実・強化</p> <p>民間の社会福祉施設等の福祉避難所としての活用について、さらなる充実を図ることとし、福祉避難所の<u>指定</u>に際して、当該施設管理者と協定を締結する。</p>	<p>第5 福祉避難所（資料編Ⅲ-53頁）</p> <p>2 福祉避難所の充実・強化</p> <p>民間の社会福祉施設等の福祉避難所としての活用について、さらなる充実を図ることとし、福祉避難所の<u>確保</u>に際して、当該施設管理者と協定を締結する。</p>	文言の修正
5-43	第5章 第5節	<p>第6 要配慮者対策</p> <p>2 要配慮者への配慮の基本</p> <p>(2) 地域住民等との協力</p> <p>要配慮者への配慮は、本市災害対策本部、各関係機関が実施するほか、自治協議会など地域住民、ボランティアなどの協力を得て行う。</p>	<p>第6 要配慮者対策</p> <p>2 要配慮者への配慮の基本</p> <p>(2) 地域住民等との協力</p> <p>要配慮者への配慮は、本市災害対策本部、各関係機関が実施するほか、自治協議会など地域住民、ボランティア、<u>DWAT（災害派遣福祉チーム）</u>などの協力を得て行う。</p>	文言の修正
5-45	第8章 第2節	<p>第8 防疫・保健衛生対策</p> <p>2 業務内容及び実施方法</p> <p>(3) 避難所の防疫・衛生指導</p> <p>⑤ 消毒薬等（<u>次亜塩素酸ソーダ、逆性石けん</u>、マスク、殺虫剤）の使用指導</p>	<p>第8 防疫・保健衛生対策</p> <p>2 業務内容及び実施方法</p> <p>(3) 避難所の防疫・衛生指導</p> <p>⑤ 消毒薬等（<u>次亜塩素酸ナトリウム、消毒用アルコール</u>、マスク、殺虫剤）の使用指導</p>	文言の修正

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由																																
5-63	第5章 第7節	<p>第6 公共施設等の応急対策</p> <p>1 道路・橋りょう</p> <p>(3) 応急復旧の実施</p> <p>① 応急復旧の優先順位</p> <p>人命にかかわる救命、救出、消火等の緊急活動に必要な道路を最優先する。</p> <p>輸送道路に関しては、原則として、緊急輸送道路ネットワークの路線のうち、第1次路線を最優先し、以下、第2次路線、第3次路線とする。なお、市外の道路状況、市内の被害状況により、適宜輸送路を確保する。</p> <p>応急復旧に当たっては、警察その他の関係機関と連携をとりながら行う。</p>	<p>第6 公共施設等の応急対策</p> <p>1 道路・橋りょう</p> <p>(3) 応急復旧の実施</p> <p>① 応急復旧の優先順位</p> <p>人命にかかわる救命、救出、消火等の緊急活動に必要な道路を最優先する。</p> <p>輸送道路に関しては、原則として、緊急輸送道路ネットワークの中から選定された道路啓開ルートのうち、第1次啓開ルートを最優先し、以下、第2次啓開ルート、第3次啓開ルートとする。なお、市外の道路状況、市内の被害状況により、適宜輸送路を確保する。</p> <p>応急復旧に当たっては、国、県、警察等の関係機関と連携をとりながら行う。</p>	福岡県道路啓開計画改定に伴う修正																																
6-3	第6章 第2節	<p>第2 受援対象業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">受援対象業務</th> <th style="width: 40%;">業務の概要</th> <th style="width: 20%;">業務所管局等</th> <th style="width: 20%;">根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><省略></td> </tr> <tr> <td>教育に関する業務</td> <td>・学校施設の被害調査・復旧 ・特別支援教育支援</td> <td>教育委員会</td> <td>⑫</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><省略></td> </tr> </tbody> </table>	受援対象業務	業務の概要	業務所管局等	根拠	<省略>				教育に関する業務	・学校施設の被害調査・復旧 ・特別支援教育支援	教育委員会	⑫	<省略>				<p>第2 受援対象業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">受援対象業務</th> <th style="width: 40%;">業務の概要</th> <th style="width: 20%;">業務所管局等</th> <th style="width: 20%;">根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><省略></td> </tr> <tr> <td>教育に関する業務</td> <td>・学校施設の被害調査・復旧 ・特別支援教育支援 ・広域教職員等の派遣（D-ESTで調整）</td> <td>教育委員会</td> <td>⑫</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><省略></td> </tr> </tbody> </table>	受援対象業務	業務の概要	業務所管局等	根拠	<省略>				教育に関する業務	・学校施設の被害調査・復旧 ・特別支援教育支援 ・ 広域教職員等の派遣（D-ESTで調整）	教育委員会	⑫	<省略>				防災基本計画の修正に伴う修正
受援対象業務	業務の概要	業務所管局等	根拠																																	
<省略>																																				
教育に関する業務	・学校施設の被害調査・復旧 ・特別支援教育支援	教育委員会	⑫																																	
<省略>																																				
受援対象業務	業務の概要	業務所管局等	根拠																																	
<省略>																																				
教育に関する業務	・学校施設の被害調査・復旧 ・特別支援教育支援 ・ 広域教職員等の派遣（D-ESTで調整）	教育委員会	⑫																																	
<省略>																																				
6-8	第6章 第4節	<p>第1 自治体等</p> <p>1 自治体</p> <p>自治体への支援要請は、例えば、避難所運営支援業務については1ヶ月以内を目安とする等、可能な限り業務に応じて期限を明示して行う。</p>	<p>第1 自治体等</p> <p>1 自治体</p> <p>自治体への支援要請は、例えば、避難所運営支援業務については1ヶ月以内を目安とする等、可能な限り業務に応じて期限を明示して行う。</p> <p>また、県内市町村については、基本協定に基づき、相互応援を迅速かつ円滑に実施するもの。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正																																
6-8	第6章 第4節	<p>第1 自治体等</p> <p>1～4 <記載省略></p>	<p>第1 自治体等</p> <p>1～4 <記載省略></p> <p>5 指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置実施の要請</p> <p>市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</p> <p>なお、前述の要求ができない場合には、その旨及び市における災害の状況を、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に通知するものとする。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正																																
6-11	第6章 第4節	<p>第3 企業・NPO、ボランティア</p> <p>1 企業・NPO等</p> <p>(2) 物的支援にかかる協定（自治体等を除く）</p> <p><u>※ 本市が企業等と締結している協定は、資料編「給水計画」、「生活必需品等供給協定」、「施設等提供協力協定」、「医療及び助産計画」、「清掃計画」、「死体の捜索及び収容埋葬計画」、「水防計画」、「消防計画」、「参考資料」を参照。</u></p>	<p>第3 企業・NPO、ボランティア</p> <p>1 企業・NPO等</p> <p>(2) 物的支援にかかる協定（自治体等を除く）</p> <p>※削除</p>	情報が古く、現状と相違しているため削除																																

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由																										
6-12	第6章 第4節	<p>第3 企業・NPO、ボランティア 2 ボランティア等 (1) 災害ボランティアセンター ② 設置場所・機能 災害ボランティアセンター本部は、原則として福岡市市民福祉プラザ内（市社会福祉協議会）に設置し、本部機能を担う。区災害ボランティアセンターは、ボランティアの活動拠点として各区（西南学院大学、都築学園、福岡工業大学、福岡大学）に適宜設置し、各区災害対策本部と連携して活動調整を行うとともに、災害ボランティアセンター本部と必要な連絡・報告・情報共有を行う。</p> <p>設置予定場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">施設名</th> <th style="width: 40%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡市市民福祉プラザ</td> <td>福岡市中央区荒戸3丁目3-39</td> </tr> <tr> <td>西南学院大学</td> <td>福岡市早良区西新6丁目2-92</td> </tr> <tr> <td>都築学園（第一薬科大学及び福岡第一高等学校）</td> <td>福岡市南区玉川町22-1</td> </tr> <tr> <td>福岡工業大学</td> <td>福岡市東区和白東3丁目30-1</td> </tr> <tr> <td>福岡大学</td> <td>福岡市城南区七隈8丁目19-1</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	福岡市市民福祉プラザ	福岡市中央区荒戸3丁目3-39	西南学院大学	福岡市早良区西新6丁目2-92	都築学園（第一薬科大学及び福岡第一高等学校）	福岡市南区玉川町22-1	福岡工業大学	福岡市東区和白東3丁目30-1	福岡大学	福岡市城南区七隈8丁目19-1	<p>第3 企業・NPO、ボランティア 2 ボランティア等 (1) 災害ボランティアセンター ② 設置場所・機能 災害ボランティアセンター本部は、原則として福岡市市民福祉プラザ内（市社会福祉協議会）に設置し、本部機能を担う。区災害ボランティアセンターは、ボランティアの活動拠点として各区（西南学院大学、都築学園、福岡工業大学、福岡大学及び九州大学）に適宜設置し、各区災害対策本部と連携して活動調整を行うとともに、災害ボランティアセンター本部と必要な連絡・報告・情報共有を行う。</p> <p>設置予定場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">施設名</th> <th style="width: 40%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡市市民福祉プラザ</td> <td>福岡市中央区荒戸3丁目3-39</td> </tr> <tr> <td>西南学院大学</td> <td>福岡市早良区西新6丁目2-92</td> </tr> <tr> <td>都築学園（第一薬科大学及び福岡第一高等学校）</td> <td>福岡市南区玉川町22-1</td> </tr> <tr> <td>福岡工業大学</td> <td>福岡市東区和白東3丁目30-1</td> </tr> <tr> <td>福岡大学</td> <td>福岡市城南区七隈8丁目19-1</td> </tr> <tr> <td style="color: green;">九州大学</td> <td style="color: green;">福岡市西区元岡7.4.4</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	福岡市市民福祉プラザ	福岡市中央区荒戸3丁目3-39	西南学院大学	福岡市早良区西新6丁目2-92	都築学園（第一薬科大学及び福岡第一高等学校）	福岡市南区玉川町22-1	福岡工業大学	福岡市東区和白東3丁目30-1	福岡大学	福岡市城南区七隈8丁目19-1	九州大学	福岡市西区元岡7.4.4	災害時応援協定による設置予定場所の追加
施設名	所在地																													
福岡市市民福祉プラザ	福岡市中央区荒戸3丁目3-39																													
西南学院大学	福岡市早良区西新6丁目2-92																													
都築学園（第一薬科大学及び福岡第一高等学校）	福岡市南区玉川町22-1																													
福岡工業大学	福岡市東区和白東3丁目30-1																													
福岡大学	福岡市城南区七隈8丁目19-1																													
施設名	所在地																													
福岡市市民福祉プラザ	福岡市中央区荒戸3丁目3-39																													
西南学院大学	福岡市早良区西新6丁目2-92																													
都築学園（第一薬科大学及び福岡第一高等学校）	福岡市南区玉川町22-1																													
福岡工業大学	福岡市東区和白東3丁目30-1																													
福岡大学	福岡市城南区七隈8丁目19-1																													
九州大学	福岡市西区元岡7.4.4																													
8-6	第8章 第2節	<p>第1 支援職員の派遣 1 被災自治体への支援が予想される主な業務 (2) 各所管局等で派遣調整を行う業務 <支援要請の根拠となる災害時応援協定等> ⑰ 福岡県災害派遣福祉チーム設置運営要領</p>	<p>第1 支援職員の派遣 1 被災自治体への支援が予想される主な業務 (2) 各所管局等で派遣調整を行う業務 <支援要請の根拠となる災害時応援協定等> 削除</p>	実態に合わせて修正																										
8-5 8-6	第8章 第2節	<p>第1 支援職員の派遣 1 被災自治体への支援が予想される主な業務 (2) 各所管局等で派遣調整を行う業務 <支援要請の根拠となる災害時応援協定等> ①～⑯<記載省略> 項目追加</p>	<p>第1 支援職員の派遣 1 被災自治体への支援が予想される主な業務 (2) 各所管局等で派遣調整を行う業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">支援業務</th> <th style="width: 40%;">業務の概要</th> <th style="width: 20%;">所管局等</th> <th style="width: 20%;">根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="color: green;">保健医療行政の 指揮調整機能等支援業務</td> <td style="color: green;">・DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）による保健所、 保健医療福祉調整本部のマネジメント機能の支援</td> <td style="color: green;">保健医療局</td> <td style="color: green;">⑰</td> </tr> </tbody> </table> <p><支援要請の根拠となる災害時応援協定等> ⑰ 災害対策基本法第74条、災害時健康危機管理支援チーム活動要領</p>	支援業務	業務の概要	所管局等	根拠	保健医療行政の 指揮調整機能等支援業務	・DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）による保健所、 保健医療福祉調整本部のマネジメント機能の支援	保健医療局	⑰	支援体制整理に伴う変更。																		
支援業務	業務の概要	所管局等	根拠																											
保健医療行政の 指揮調整機能等支援業務	・DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）による保健所、 保健医療福祉調整本部のマネジメント機能の支援	保健医療局	⑰																											
8-6	第8章 第2節	<p>3 支援職員派遣における留意事項 (4) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、支援職員の体調管理やマスク着用等を徹底するとともに、メンタルケア等の健康管理に配慮する。</p>	<p>3 支援職員派遣における留意事項 (4) 感染症対策のため、支援職員の体調管理やマスク着用等を徹底するとともに、メンタルケア等の健康管理に配慮する。</p>	実態に合わせて修正																										

福岡市地域防災計画（本編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由
9-8	福岡市水防計画	<p style="text-align: center;">旧（令和7年度）</p> <p>9 福岡県と気象庁が共同して行う洪水予報と伝達系統 (3) 伝達系統図</p>	<p style="text-align: center;">新（令和8年度案）</p> <p>9 福岡県と気象庁が共同して行う洪水予報と伝達系統 (3) 伝達系統図</p>	伝達系統図修正のため

福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由
7	第1章 第5節	<p>表2 原子炉の運転等のための施設（「原子力災害対策指針」の「表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」に記載の1.から8.までに掲げるものを除く。） 警戒事態を判断するEAL <u>（③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</u> <u>③東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</u> ④オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>表2 原子炉の運転等のための施設（「原子力災害対策指針」の「表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」に記載の1.から8.までに掲げるものを除く。） 警戒事態を判断するEAL ③オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ④その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	原子力災害対策指針の改正による
8	第1章 第5節	<p>表3 OILと防護措置について 防護措置の概要 緊急防護措置 OIL1 数時間内を目途に<u>区域</u>を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む） 早期防護措置 OIL2 1日内を目途に<u>区域</u>を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 飲食物摂取制限 飲食物に係るスクリーニング基準 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき<u>区域</u>を特定。 ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき<u>区域</u>を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</p>	<p>表3 OILと防護措置について 防護措置の概要 緊急防護措置 OIL1 数時間内を目途に<u>地域</u>を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む） 早期防護措置 OIL2 1日内を目途に<u>地域</u>を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 飲食物摂取制限 飲食物に係るスクリーニング基準 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき<u>地域</u>を特定。 ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき<u>地域</u>を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</p>	原子力災害対策指針の改正による
15	第1章 第7節	<p>2 事務の大綱 (6) 指定公共機関 日本通運株式会社<u>福岡支店</u></p>	<p>2 事務の大綱 (6) 指定公共機関 日本通運株式会社<u>Westカンパニー</u></p>	組織改正に伴う機関名の変更（本編で前年度修正済）
16	第1章 第7節	<p>2 事務の大綱 (7) 指定地方公共機関 <u>一般</u>社団法人福岡県歯科医師会</p>	<p>2 事務の大綱 (7) 指定地方公共機関 <u>公益</u>社団法人福岡県歯科医師会</p>	法人格の移行に伴う修正（県地域防災計画に合わせた修正）
26	第2章 第7節	<p>6 安定ヨウ素剤の備蓄 国の原子力災害対策指針を考慮し、安定ヨウ素剤の服用に関わる防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合に、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう備蓄を行うものとする。 備蓄量については、玄海原子力発電所から50km圏内の全住民の1回服用相当量について、国による備蓄配備に状況等を踏まえ、備蓄を行うものとする。 また、市民に対して、迅速かつ適切に安定ヨウ素剤が配布されるよう、<u>今後、原子力災害対策指針等の改訂の状況を踏まえ、備蓄量・場所、搬送手段について検討を行う。</u></p>	<p>6 安定ヨウ素剤の備蓄 国の原子力災害対策指針を考慮し、安定ヨウ素剤の服用に関わる防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合に、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう備蓄を行うものとする。 備蓄量については、玄海原子力発電所から50km圏内の全住民の1回服用相当量について、国による備蓄配備に状況等を踏まえ、備蓄を行うものとする。 また、市民に対して、迅速かつ適切に安定ヨウ素剤を配布するために、<u>所定の配布場所に分散して備蓄する。</u></p>	現況に修正

福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由
36	第3章 第3節	<p>【情報収集事態及び警戒事態発生時の情報伝達経路】</p>	<p>【情報収集事態及び警戒事態発生時の情報伝達経路】</p>	<p>玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画および福岡県地域防災計画との整合</p>
39	第3章 第5節	<p>2 広報の手段 (3) <u>災害広報紙等の発行</u> ア 災害状況等により必要な場合は、原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、市民への留意事項、生活関連情報、復旧状況等を市民に周知する<u>ため、臨時広報紙を発行するものとする。</u> イ <u>災害広報紙は、避難所、その他避難者等の集まる場所で配布するほか、必要な場合は各住戸に配布するものとする。</u></p>	<p>2 広報の手段 (3) <u>広報紙等の発行</u> ア 災害状況等により必要な場合は、<u>広報紙等を活用し</u>、原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、市民への留意事項、生活関連情報、復旧状況等を市民に周知する。 イ <u>広報紙は</u>、避難所、その他避難者等の集まる場所で配布するほか、必要な場合は各住戸に配布するものとする。</p>	<p>文言の修正</p>

福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案 様式 1

頁	章節	旧（令和7年度）	新（令和8年度案）	修正理由
40	第3章 第5節	<p>2 広報の手段 (5) その他の広報の手段 ②防災ホームページによる情報発信 防災ホームページにより、原子力災害の状況、応急対策状況、復旧状況、生活関連情報等を発信するものとする。 ④緊急速報メール 防災メールの情報のうち、屋内退避や避難等に関する情報などの特に緊急を要する情報については「エリアメール（NTTドコモ）」をはじめとする緊急速報メールサービスによって情報提供するものとする。 ⑤Twitter（ソーシャルネットワークサービス） 防災メールの情報のうち、気象警報等その他の緊急情報をTwitterによって自動発信するものとする。 ⑦インターネットFAX 各区役所・出張所に設置しているインターネットFAXの活用を促進し、区役所から地域等へ、屋内退避又は避難等のための立退きの指示の情報伝達を強化するものとする。 ⑧Yahoo!防災速報アプリ 防災メールの情報のうち、福岡市で必要と判断した緊急情報をアプリによって発信する。 ⑨電話 視覚障がいがある、携帯電話を持っていないなど、避難情報の入手が困難な市民のうち希望する者に対して、電話による緊急情報の提供を行う。 ⑩FAX 聴覚障がいがある、携帯電話を持っていないなど、避難情報の入手が困難な市民のうち希望する者に対して、FAXによる緊急情報の提供を行う。</p>	<p>2 広報の手段 (5) その他の広報の手段 ②ホームページによる情報発信 福岡市ホームページ及び福岡市防災気象情報サイトにより、原子力災害の状況、応急対策状況、復旧状況、生活関連情報等を発信するものとする。 ④緊急速報メール 屋内退避や避難等に関する情報などの特に緊急を要する情報については「エリアメール（NTTドコモ）」をはじめとする緊急速報メールサービスによって情報提供するものとする。 ⑤ソーシャルネットワークサービス（X、LINE） 防災メールの情報のうち、気象警報等その他の緊急情報をX、LINEによって自動発信するものとする。 ⑦インターネットFAX インターネットFAXを設置している各区役所・出張所については、区役所から地域等へ、屋内退避又は避難等のための立退きの指示の情報伝達を行う際に活用するものとする。 ⑧防災用サイレン付拡声器 緊急に避難の呼びかけや注意喚起等を行う必要がある場合などの伝達手段として活用を図る。 ⑨防災アプリ（Yahoo!防災速報アプリ、ツナガル+、ふくおか防災ナビ・まもるくん） 防災メールの情報のうち、福岡市で必要と判断した緊急情報をアプリによって発信する。 ⑩電話 視覚障がいがある、携帯電話を持っていないなど、避難情報の入手が困難な市民のうち希望する者に対して、電話による緊急情報の提供を行う。 ⑪FAX 聴覚障がいがある、携帯電話を持っていないなど、避難情報の入手が困難な市民のうち希望する者に対して、FAXによる緊急情報の提供を行う。</p>	<p>本編との整合。</p>